国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
II-1	経費の削減		
当該項目の重要度、難易 度		関連する政策評価・行政事業 レビュー	行政事業レビューシート事業番号:

2. 主要な経年データ

主な参考指標	基準値等	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費の削減状況(%)	対前年度比 3%	3	3	3	3	3	
業務経費の削減状況 (%)	対前年度比 1%	1	1	1	1	1	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中長期目標

(1) 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人 年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。

(2)調達の合理化

定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点 から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取 組を着実に実施する。

特に、短期間での納入が必要な研究開発用物品について、調達に要する時間の大幅な短縮が可 能となるよう、公正性を確保しつつ、迅速な調達方法の検討・導入を進める。

また、農研機構など他の独立行政法人との共同調達などの連携に積極的に取り組み、一層の効 率化を図る。

中長期計画

(1) 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費(人件 件費を除く。)については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎「費を除く。)については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度 平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。

(2)調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決「アー定量的な目標や具体的な指標を含む「調達等合理化計画」を、毎年度6月末までに策定し、着実 に実行するとともに、毎年度の実績評価の際、自己評価を行う。

> イ 特殊で契約相手が特定される場合など随意契約を適用できる事由の明確化、単価契約の拡大等に より、公正性を確保しつつ、研究開発物品の調達の迅速化を図る。

ウ 農研機構との間で共同調達、落札価格情報の共有などの連携を進め、効率化を図る。

主な評価軸(評		法人の業務実績・自己評価	
価の視点)、指標	年度計画	業務実績	自己評価
等			
			評定 B
			<評定の根拠>
			一般管理費及び業務経費の削減目標
			の達成、調達合理化等を行った。調達合
			理化では、単価契約の品目見直しを行
			い調達手続きに要する時間の短縮及び
			経費節減を図った。こうした取組を通

【評価の視点】

- 数値目標が達成 されているか。 〈主な定量的指
- •一般管理費の削 減状況
- ・業務経費の削減 状況

【評価の視点】

するために定量 的な目標や具体 的な指標とし て、どのような ものを設定して いるか。その目 標や指標が達成 されているか。 達成のためにど のような取組を 行っているか。

(1)一般管理費等の削減

・業務の見直し・ 運営費交付金を充当して行う事業について 効率化を進め、「は、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理 法人運営に支障 | 費(人件費を除く。) については毎年度平均で少 を来たすことな なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費につ く業務経費、一 いては毎年度平均で少なくとも対前年度比1% 般管理費削減の「の抑制を行うことを目標に、削減する。

(2)調達の合理化

画の適正かつ迅 |合理化計画 | を6月末までに策定し、着実に実行 速な調達を実現するとともに、実績評価の際に自己評価を行う。

(1)一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業については、所要額計上経費及び特殊要因分を除い て、一般管理費については前年度比3%の削減、業務経費については前年度比1%を削減 して予算配分し、一般管理費及び業務経費とも予算額の範囲内で執行し、削減目標値(対 前年度比3%及び1%の抑制)を達成した。

成していると認められることから、評 定をBとした。

じ中長期計画における所期の目標を達

一般管理費(人件費を除く。)、業務経 費について、業務の見直し及び効率化 を進め、法人運営に支障を来たすこと なく目標どおり削減を達成した。

- ・一般管理費を対前年度比 3%抑制し
- ・業務経費を対前年度比1%抑制した。

(2)調達の合理化

・調達等合理化計 | アー定量的な目標や具体的な指標を含む「調達等 | ア.「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成 27 年 5 月 25 日総務 | 大臣決定)」に基づき、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ 継続的に調達等の合理化に取り組むため、調達等合理化計画を策定するにあたり、調達の 現状と要因の分析を行ったうえで、目標を設定し、令和2年6月1日に開催された契約 監視委員会の点検を受けて策定し、以下の「令和 2 年度調達等合理化計画に対する業務 実績」のとおり着実に実施するとともに、業績評価の際に自己評価を行った。

「令和2年度調達等合理化計画に対する業務実績」

- 1. 重点的に取り組む分野(【】は評価指標)
- (1) 一者応札・応募の改善【入札等に参加しやすい環境整備の実行】
 - ①入札説明書受領者へのアンケートの実施
 - 一者応札であった案件について、入札説明書受領者に対するアンケートを実施(回 収率: 75.0%(24者中18者)(令和元年度40%(5者中2者))し、仕様書における 業務内容の更なる明確化の必要性等改善の可能性について検討を行った。
 - ②入札等に参加しやすい環境の整備

・一般的な物品の品目を見直し(33品 目 100 品) 単価契約を実施したこと で、調達手続きに要する時間の短縮及 び経費節減を図った。また、研究開発 等に係る物品の品目拡大及び一括・共 同調達については、調達品目の見直し を行い、試薬 672 品目、理化学消耗品 302 品目について 3 法人での一括・共 同調達を実施した。

「令和 2 年度調達等合理化計画の自己 評価」

• アンケートを実施し一者応札の改善 可能性の把握に努めた。入札公告を 所内掲示板及びホームページに掲載 し、加えて他機関へも掲示を依頼し 周知の強化に努めた。なお、仕様書の 入手をホームページからのダウンロ

ードにより可能とし、入札説明書等 入札案件の公告を所内掲示板及びホームページに掲載するとともに、他機関へも入 札公告の掲示依頼をするなど周知の強化に努めた。また、仕様書のホームページから の電子メールによる送付依頼にも対 のダウンロード、入札説明書等の電子メールでの送付依頼(対応数:36者(令和元年 応した。 度11者)) にも適切に対応した。 (2) 物品及び役務の一括調達、共同調達【共同調達による調達手続きに要する時間の短 試薬及び理化学消耗品等の品目を見 直し共同調達により単価契約を行っ ①農研機構等との共同調達 農研機構等、他法人との合同による共同調達(単価契約)を品目の見直しをしつつ、 前年度に引き続き実施した(試薬672品目、理化学消耗品302品目、トナーカートリ ッジ540品、コピー用紙、トイレットペーパー、健康診断業務)。 ②共同調達未実施品目の検討 未実施品目における共同調達の必要性と可能性を検討したが、今年度追加した品目 は無かった。 (3) 一般的な物品(事務用品等)及び役務の調達【単価契約による調達手続きの簡素化】 ・ 事務用品の品目を見直し単価契約を と納期の短縮】 行った。 事務用品の品目を見直し33品目(100品)の単価契約を実施した。 2. 調達に関するガバナンスの徹底(**【】**は評価指標) (1) 随意契約に関する内部統制の確立【新たな競争性のない随意契約に係る契約審査委】 ・競争性のない随意契約の全てについ 員会による事前審査実施率:数値目標 100%】 て、契約審査委員会において事前審 基準額(工事 250 万円、物品購入 160 万円、役務 100 万円)以上の競争性のない随 査し、数値目標 100%を達成した。 意契約の締結案件は22件(令和元年度16件)、うち長期継続契約となる光熱水料等 の公共料金4件を除く18件全てを契約審査委員会の事前審査を行った。 なお、本委員会では随意契約事由の整合性と競争性のある調達手続きへの移行可否 の点検も行った。 (2) 不適正な経理処理の再発防止のための取組 ①契約担当者以外の者による検収の実施と検収担当者向けマニュアルの見直し【不適 | ・現行の検収体制により堅実な検収を 正経理の再発防止等のための体制の整備】 行った。 リスク管理室検収科による物品の現物確認、役務における発注内容の照合と確認を した後、契約依頼者に届ける検収作業を堅実に行った。なお、検収担当者向けマニュ アルの内容の見直しについては、現段階では見直しの必要が特段無いと判断し行って いない。 ②全ての役職員を対象としたコンプライアンス研修の実施【不適正経理の再発防止等】 全ての役職員を対象にコンプライア のための研修の実施:数値目標参加率 原則100%】 ンス研修を実施し数値目標参加率 就業規則、コンプライアンスの基本等及び不適正経理の再発防止関係を含むコンプ 原則 100%を達成した。

ライアンス一斉研修を全ての役職員を対象として毎年度実施していたが、令和 2 年 度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、ビデオによる受講を実施し た。また、新規採用者等に対しては、適切な飛沫飛散防止対策を講じた上で、少人数 によりビデオ収録を兼ねて研修を実施した。その結果、役職員365名全員が受講し た。なお、研修受講後はチェックシートにより研修内容の理解度を確認した。

③取引業者への調達手続き等マニュアルの配布と「誓約書」の求め、職員向け物品等 | の購入手続きマニュアルの見直し【不適正経理の再発防止等のためのマニュアルの見 直し

取引業者向け調達手続き等マニュアルは既に配布しホームページにも公開してい るが、新規参入業者にあってはその都度配布した。また、「誓約書」については、一 般競争入札に参加する業者及び年間の取引が一定額あるいは件数が見込まれる業者 に提出を求めた。

職員向け物品等の購入手続きマニュアルは所内電子掲示板に常時掲載されており、 全ての役職員が見ることができる状態にある。内容の見直しについては、現段階では 見直しの必要が特段無いと判断し行っていない。

④取引業者との契約実態調査の実施【不適正経理の再発防止等のための内部監査の徹】

取引の多い業者を対象に5社を抽出し、契約に係る会計帳簿等の提出を求め、国際 農研の会計書類との「契約月日」、「納入月日」及び「検収月日」等の整合性を確認し、 研究者との直接取引等の有無について調査した結果、不適正経理と見られる案件の検 出は無かった。

規程に則った随意契約の適用、単価契約の拡大等 により、公正性を確保しつつ、研究開発物品の調 達の迅速化を図る。

イ 特殊で契約相手が特定される場合など、関係 | イ. 試薬及び理化学消耗品に係る単価契約については、農研機構等、他法人との共同調達に より、品目の見直しを図った上で令和元年度に引き続き実施した。共同調達を行うこと で、公正性を確保した研究開発物品の調達の迅速化を図った。

> なお、一般的な物品についても、令和元年度に引き続き共同調達によりトナーカートリ ッジの単価契約を行った。

> また、令和元年度に引き続き国際農研単独で文房具等の単価契約を行い、調達手続きに 要する時間の短縮を図った。

> (令和 2 年度における共同調達等の実績については、上記アの調達等合理化計画の業務 実績 1(2) 及び(3) を参照)

> 特定国立研究開発法人を対象に平成29年4月1日付け契約より実施されている*特例 随意契約が、対象とされていない国立研究開発法人に適用拡大予定に伴い、国際農研とし て、その適用効果を最大限に活かし研究開発物品の調達の迅速化を図るために内閣府(科 学技術・イノベーション担当) に導入意向を示し、その後、適用対象として必要な一定条 件(研究資金の不正使用が生じないようにするためのガバナンス強化等の措置)を具備す るために、契約事務取扱規程等の規程類の一部改正を実施し整備を図る等、令和3年度か らの特例随意契約適用対象と実施運用に向けての準備を着実に行った結果、内閣府より 「国立研究開発法人特例随意契約を行う法人」の指定(令和3年2月26日付け決定)が あった。

・取引業者及び職員に対しマニュアル の配布等を適切に実施した。

・不適正経理の再発防止を図るため、取 引業者との契約実態調査を実施し

*特例随意契約とは、研究開発に直接関係する物品・役務で予定価格が 500 万円以下の調
達に関し、一般競争入札に代えて公開見積競争若しくは見積合わせにより契約すること
ができ、調達手続きに要する時間の短縮による迅速化が期待できる。現行では、特定国
立研究開発法人(物質・材料研究機構他2法人)が適用対象とされている。

|ウ 農研機構との間で共同調達、落札価格情報の | ウ. 上記イを参照。 共有などの連携を進め、効率化を図る。

<課題と対応>

単価契約の実施、一括・共同調達の取 組を継続し、特例随意契約の適用後は、 効果を最大限活用することによって、 調達の合理化と一層の経費節減に努め る。

〈その他の指標〉

•共同調達等効率

化の取組状況

〈その他の指標〉

共同調達等効率化の取組状況 上記イを参照。

主務大臣による評価

評定 B

<評定に至った理由>

一般管理費等の削減については、運営費交付金を充当して行う事業において業務の見直し及び効率化を着実に進め、中長期計画どおり、一般管理費で3%、業務経費で1%の削減を達成している。 調達の合理化については、令和2年6月に策定した調達合理化計画に基づき、1者応札・応募の改善に向け業者アンケートの結果を入札公告に反映するとともに、他機関への入札公告の掲示を依頼す るなど、入札に参加しやすい環境の整備を行っている。

また、特定国立研究開発法人を対象に平成29年4月1日付け契約より実施されている特例随意契約が、令和3年度から対象とされていない国立研究開発法人に適用拡大されることとなった。このた め、適用対象として必要な要件(研究資金の不正使用が生じないようにするためのガバナンス強化等の措置)を具備するために、契約事務取扱規程等の規程類の一部改正を行い、体制整備を図る等、準 備を行った結果、内閣府より「国立研究開発法人特例随意契約を行う法人」の指定を受けるに至った。

以上のとおり、中長期計画に則り、一般経理費等の削減目標を達成するとともに、調達の合理化を着実に推進していることから、B評定とする。

<今後の課題>

引き続き経費の削減や、調達の合理化に向けた取組を継続するよう求める。また、適用対象となった国立研究開発法人特例随意契約制度を活用し、調達の合理化・簡素化を図ることを求める。

国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	当事務及び事業に関する基本情報						
II-2	組織・業務の見直し・効率化						
当該項目の重要度、難易 度		関連する政策評価・行政事業 レビュー	行政事業レビューシート事業番号:				

2. 主要な経年データ 主な参考指標 基準値等 28 年度 29 年度 30 年度 元年度 2 年度 (参考情報)
当該年度までの累積値等、必要な情報 該当なし

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中長期目標

(1)組織・業務の再編

中長期目標の達成に向けて人材、研究資金等の研究資源を有効に活用できるよう、組織体制の整備や業務の見直しを行う。

法人内の情報システムの整備など業務の電子化を進めるとともに、テレビ会議システムや ICT を活用した業務効率化を図る。

上記の取組により、全体としての適切な人員配置と業務の最適化を図る。

(2) 研究施設・設備の集約(施設及び設備に関する計画)

研究施設・設備については、研究の重点化方向や老朽化の状況等を踏まえ、真に必要なものを計画的に整備するとともに、有効活用に努める。

中長期計画

(1)組織・業務の再編

- ア 中長期目標の達成や PDCA サイクルの強化に向けて、組織・研究体制や業務を柔軟に見直す。
- イ 法人内の情報システムの整備など業務の電子化を進めるとともに、テレビ会議システムや ICT を 活用した業務効率化を図る。
- ウ 上記の取組により、適切な人員配置と業務の最適化を図る。
- (2) 研究施設・設備の集約(施設及び設備に関する計画)

研究施設・設備整備については、老朽化の現状や研究の重点化方向を踏まえ、整備しなければ研究 推進が困難なもの、老朽化が著しく改修しなければ研究推進に支障をきたすもの、法令等により改修 が義務付けられているものなど、業務遂行に真に必要なものを計画的に整備するとともに、利用を促 進し、利用率の向上を図る。

平成28年度~平成32年度施設、設備に関する計画

(単位:百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
研究施設の整備		施設整備費補助
研究援助施設の整備		金
機関維持運営施設の整備		
その他業務実施上必要な施設・設備の整備等		
合 計	$274\pm \chi$	

注) χ:各年度増減する施設、設備の整備等に要する経費

主な評価軸(評		法人の業務実績・自己評価	Ei .	
価の視点)、指標	年度計画	業務実績		自己評価
等				
				評定 B

<評定の根拠> 中長期計画検討会議における次期組 織体制の検討、会計システムのセキュリ ティ機能の強化や、テレビ会議システム の更新による業務の効率化、遺伝資源保 管庫新設による研究環境の整備、耐震工 事情報の職員周知と業務継続を図るた めのリスク軽減対策等を行った。こうし た取組を通じ、「研究開発成果の最大化」 に向けて成果の創出が期待できるよう に組織・業務の見直し・効率化を着実に すすめていることから、評定をBとし た。 ○中長期目標の | (1)組織・業務の再編 ○次期中長期計画の策定に向けて、理 (1)組織・業務の再編 達成に向けた組 ア 中長期目標の達成や PDCA サイクルの強化に ア. 次期中長期計画の策定に向けて、理事、領域長等によって構成される中長期計画検討会 事、領域長等によって構成される中長 織体制の整備や 向けて、組織・研究体制や業務を柔軟に見直す。 議を開催し、中長期計画、第5期中長期目標期間におけるプロジェクト及び組織体制の検 期計画検討会議を開催し、中長期計 計等を行った。 業務の見直し、 画、第5期中長期目標期間におけるプ 効率化が図られ ロジェクト及び組織体制の検討等を ているか。 行った。 <評価指標> • 効率的な研究及 び業務推進のた めの組織体制整 備、業務見直し の取組が行われ ているか。 ○ICT 活用等によ | イ グループウェアにおけるワークフロー(電子 | イ. 平成 28 年度にバージョンアップしたグループウェアの掲示板機能やワークフロー機能 | ○会計システムのセキュリティ機能の る業務効率化が |決裁) の利用促進を図るとともに、テレビ会議シ 及びテレビ会議システムの活用や新型コロナウイルス感染症防止対策の一環として新た 強化や、テレビ会議システムの更新等 に導入したオンライン会議システム (Cisco Webex) の利用により情報伝達、意思決定の 行われている ステムを活用することにより拠点も含めた意思 利便性の向上を継続的に実施した。勤 迅速化、研修や会議に利用するなど業務効率化を図るとともに、会計システムのセキュリ 務時間管理システムの活用により、業 カシ。 |決定の迅速化、業務の効率化を図る。令和元年度 <評価指標> に導入した勤務時間管理システムを活用し、職員 ティ機能の強化や、テレビ会議システムの更新等利便性の向上を継続的に図るとともに、 務効率化が行われた。 ・業務の電子化等 等の勤務時間の適正な管理を実施する。 令和元年度に導入した勤務時間管理システムの本格的活用により、働き方改革の推進に による業務効率 向けた労働安全衛生法の改正に伴い、健康管理の観点から労働時間を把握することが使 化の取組が行わ 用者に義務づけられた裁量労働制職員を含む全ての職員の勤務時間把握のための事務の れているか。 効率化と簡素化が行われた。 ウ 上記の取組により、適切な人員配置と業務の「ウ、研究分野の重点化や研究課題の着実な推進のため、8名の任期付研究員を採用し、農村 開発領域に1名、生物資源・利用領域に2名、生産環境・畜産領域に4名、熱帯・島嶼研 最適化を図る。 究拠点に1名配置した。

方向に即した研 | 計画)

いるか。

<評価指標>

用の促進、集約 の取組状況。

○研究の重点化 (2)研究施設・設備の集約(施設及び設備に関する

れば研究推進に支障をきたすもの、法令等により 研究施設・機械 改修が義務付けられているものなど、業務遂行に ることとした。 の有効活用の取 真に必要なものを計画的に整備するとともに、利 組状況。共同利用を促進し、利用率の向上を図る。

> にとって必要な要望を行う。また、JIRCAS とし て更に対応すべきリスク軽減対策等については、 研究業務を円滑に継続するために必要な対策を 実施する。

くモニタリング 指標>

•研究施設•設備 の整備の状況及 び有効活用の状 況

(2)研究施設・設備の集約(施設及び設備に関する計画)

令和2年度施設整備費補助金要求「都市ガス配管新設及び実験排水管更新工事(つくば)」 究施設・設備の | 研究施設・設備整備については、老朽化の現状 | で研究施設基盤部分の老朽化対策、令和3年度施設整備費補助金要求「第1実験棟改修工 集約が図られて「や研究の重点化方向を踏まえ、整備しなければ研」事(つくば)」で老朽化設備及び害虫飼育施設の整備を図ろうとしたが何れも予算化に至ら |究推進が困難なもの、老朽化が著しく改修しなけ | ず、この結果を踏まえ、所内施設等整備運営委員会を通じて第 5 期中長期計画における整 |備計画を見直し、研究需要に応えるための施設及び設備の整備費用を引き続き予算要求す

運営費交付金等では、【つくば】新型コロナウイルス感染症拡大の影響により海外出張で 展開していた研究業務を一部実施することができないことを受け、これまで以上に増大し 共同研究棟耐震工事の進捗に際し、工事の定例 | た国内研究の重点化に対応するため、経年劣化により老朽化した第2実験棟、海外実験棟、 化等による施設 | 打合せ会を通じた工事期間中の十分な情報入手 | 海外生物工学実験棟及び共同研究棟の空調機を更新し、年々増加する種子等の遺伝資源を 運営経費の抑制 | と職員への周知に努め、IIRCAS の研究業務継続 | 安全かつ安定的に保管する必要から海外実験棟に遺伝資源保管庫を新設した。

> 【熱帯・島嶼研究拠点】老朽化対策として、広報展示棟、作物生理温室及び共同実験室の 空調機更新を行う等、既存施設の有効活用を図るための整備を行った。

> 令和元年度より開始した共同研究棟耐震工事関連では、農研機構、国際農研及び工事業者 からなる定例打合せ会に令和2年度においても引き続き参画し、工事の進捗状況報告を受 けるとともに、工事スケジュールの確認及び工事全般に関する意見交換を行った。

> 工事スケジュール中、騒音・振動の発生、往来に支障を来たす工事内容等にあっては所内 電子掲示板にて事前に周知し、業務継続及び安全上のリスクの軽減に努めた。新型コロナウ イルス感染症拡大の状況下、共同研究棟耐震工事全体への影響も考えられたが、概ね予定す る工事スケジュールにより進捗した。なお、耐震工事期間中の騒音・振動対策として、第1 実験棟共用会議室を令和元年度に引き続き一時避難場所とし、什器類の賃貸借を継続して 利活用を図った。

<モニタリング指標>

研究施設・設備の整備の状況及び有効活用の状況。 上記(2)を参照。

○所内施設等整備運営委員会を通じて、 研究需要に対応する第5期中長期計画 における施設整備費補助金の整備計 画の見直しを行った。運営費交付金で は、遺伝資源保管庫(海外実験棟)新 設を始め、既存設備冷凍機改修等を例 年以上に実施したことで、新型コロナ ウイルス感染症拡大での国内研究へ の重点化への対応と既存施設・設備の 有効活用を行った。また、耐震工事関 連では、工事情報の職員周知に努める とともに、工事中の安全確保と業務継 続を図るための必要なリスク軽減対 策を行った。

<課題と対応>

今後も増大する研究業務への対応 には既存研究施設・設備の効率的な利 用が必要であるが、施設整備費補助金 による大きい規模の計画的な整備が 必要であるため、予算化に向けた対応 を行う必要がある。なお、令和元年度 より実施している共同研究棟(農研機 構大わし地区研究本館) 耐震工事で は、令和3年度に既存ファンコイルの 撤去作業が予定されているため、工事 に伴うリスク軽減及び研究業務の円 滑な継続上更なる対応が必要な場合 は、環境整備等の対応に努める。

主務大臣による評価

評定 B

<評定に至った理由>

組織・業務の再編については、第5期中長期計画の策定に向け、中長期計画検討会議を開催し、第5期中長期目標期間におけるプロジェクト及び組織体制の検討を行ったほか、会計システムのセキュリティ機能の強化や、テレビ会議システムの更新、新型コロナウイルス感染症防止対策の一環として新たに導入したオンライン会議システムによる業務の効率化を図っている。

研究施設・設備の集約については、遺伝資源保管庫新設による研究環境の整備等、新型コロナウイルス感染症拡大での国内研究への重点化への対応と既存施設・設備の有効活用を行っている。また、 共同研究棟耐震工事については、職員の安全確保と業務継続を図るためのリスク軽減対策等を行っている。

以上のとおり、組織・業務の効率化・集約化等の見直しが着実に行われていることから、B評価とする。

<今後の課題>

研究施設等の集約について、定期的な見直し・検討を行い、新たな研究課題・業務にも対応できるよう、さらに集約等を進めるとともに効率的な利用に努めることを求める。

国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター 年度評価 項目別評定調書(財務内容の改善に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
ш—	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易 度		関連する政策評価・行政事業 レビュー	行政事業レビューシート事業番号:

2. 主要な経年データ

2. 工女体性///							
主な参考指標	基準値等	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
該当なし							ļ ,

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中長期目標

1 収支の均衡

適切で効率的な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。

2 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守

「第4業務運営の効率化に関する事項」及び1に定める事項を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。 一定の事業等のまとまりごとにセグメント情報の開示に努める。

3 自己収入の確保

受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえて適切な対応を行う。

4 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知)に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

中長期計画

1 予算

平成28年度~平成32年度予算

(単位:百万円)

	区	分	企画・ 連携推 進業務	資源· 環境管 理研究 業務	農産物 安定生 産研究 業務	高付加 価値化 研究業 務	情報収 集分析 業務	計	法人共通	合計
収	入									
^{4X}	運営費	· 付 全	1,710	3, 687	3, 551	3, 752	754	13, 454	3, 912	17, 366
	施設整備費		274	0,001	0,001	0, 102	0	274	0, 512	274
	受 託	収入	133	414	719	188	21	1, 475	0	1, 475
		収入	0	0	0	0	0	0	0	0
	諸 収	入	17	0	0	0	0	17	0	17
	計		2, 134	4, 101	4, 270	3, 940	775	15, 220	3, 912	19, 132
支	出									
	業務	経 費	1,007	1, 577	1, 560	1, 587	440	6, 171	0	6, 171
	施設整	備費	274	0	0	0	0	274	0	274
	受 託	経 費	133	414	719	188	21	1, 475	0	1, 475
	一般管	理 費	0	0	0	0	0	0	520	520
	人 件	費	731	2, 110	1, 993	2, 165	314	7, 313	3, 392	10, 705
	計		2, 145	4, 101	4, 272	3, 940	775	15, 233	3, 912	19, 145

[運営費交付金算定のルール]

1. 平成28年度は、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金= (前年度一般管理費 $\times \alpha \times \gamma$)

+ (前年度業務経費 $\times \beta \times \gamma$)

+人件費+δ-諸収入

人件費=基本給+諸手当+超過勤務手当+退職手当+福利厚生費

諸収入 =運営費交付金を財源として実施する事務・事業から生じるであろう自己収入の見積額

α:一般管理費の効率化係数 (0.97)

β:業務経費の効率化係数(0.99)

γ:消費者物価指数(1.000)

δ: 平成28年度の業務の状況に応じて増減する経費

2. 平成29年度以降については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金 $(y) = \{A(y-1) \times \alpha \times \gamma\}$

+ {B $(y-1) \times \beta \times \gamma$ }

+ {人件費(退職手当、福利厚生費を除く。)

+退職手当+福利厚生費 $\}$ \pm δ - 諸収入

A (y-1): 直前の年度における一般管理費相当分

B (y-1): 直前の年度における業務経費相当分

α:一般管理費の効率化係数

β:業務経費の効率化係数

γ:消費者物価指数

δ: 各年度の業務の状況に応じて増減する経費

諸収入:運営費交付金を財源として実施する事務・事業から生じるであろう自己収入の見積額 人件費=前年度の(基本給+諸手当+超過勤務手当)×(1+給与改定率)

諸収入=直前の年度における諸収入×ω-ε

ω: 収入政策係数(過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度 における具体的な係数値を決定。)

ε:自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費

(注) 消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

「注記」前提条件

- 1. 期間中の効率化係数を一般管理費については年97%、業務経費については年99%と推定。
- 2. 給与改定率及び消費者物価指数についての伸び率をともに0%と推定。
- 3. 収入政策係数についての伸び率を0%と推定。
- 4. 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2 収支計画

平成 28 年度~平成 32 年度収支計画

(単位:百万円)

区 分	企画· 連携推 進業務	資源・ 環境管 理研究 業務	農産物 安定生 産研究 業務	高付加 価値化 研究業 務	情報収 集分析 業務	計	法人共通	合計
費用の部	1, 732	4, 213	4, 336	4, 026	782	15, 089	4,065	19, 154
経常費用	1,732	4, 213	4, 336	4,026	782	15, 089	4,065	19, 154
人件費	731	2, 110	1, 993	2, 165	314	7, 313	3, 392	10, 705
業務経費	811	1, 525	1, 479	1, 503	422	5, 740	0	5, 740
受託経費	133	411	706	186	21	1, 457	0	1, 457
一般管理費	0	0	0	0	0	0	510	510
減価償却費	57	167	158	172	25	579	163	742
財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	1, 732	4, 214	4, 347	4, 026	782	15, 101	4,065	19, 166
運営費交付金収益	1, 514	3, 635	3, 470	3, 668	736	13, 023	3, 902	16, 925
諸 収 入	17	0	0	0	0	17	0	17
受 託 収 入	133	414	719	188	21	1, 475	0	1, 475
寄 附 金 収 益	11	0	2	0	0	13	0	13
資産見返負債戻入	57	165	156	170	25	573	163	736
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0
純 利 益	0	1	11	0	0	12	0	12
前中長期目標期間繰越積	0	1	4	1	0	6	0	6
立金取崩額								
総 利 益	0	2	15	1	0	18	0	18

[注記]

- 1. 収支計画は、予算ベースで作成した。
- 2. 当法人における退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 3.「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。
- 4. 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3 資金計画

平成 28 年度~平成 32 年度資金計画

1337.71.			
	•	百万円)	
\ 11/.			

								(中世
区分	企画・ 連携推 進業務	資源· 環境管 理研究 業務	農産物 安定生 産研究 業務	高付加 価値化 研究業 務	情報収 集分析 業務	計	法人共通	合計
資金支出	2, 145	4, 101	4, 272	3, 940	775	15, 233	3, 912	19, 145
業務活動による支出	1,675	4, 046	4, 178	3, 854	757	14, 510	3, 902	18, 412
投資活動による支出	470	55	94	86	18	723	10	733
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0
次期中長期目標の期間	0	0	0	0	0	0	0	0
への繰越金								
資金収入	2, 145	4, 101	4, 272	3, 940	775	15, 233	3, 912	19, 145
業務活動による収入	1,860	4, 101	4, 270	3, 940	775	14, 946	3, 912	18, 858
運営費交付金によ	1,710	3, 687	3, 551	3, 752	754	13, 454	3, 912	17, 366
る収入								
受託収入	133	414	719	188	21	1, 475	0	1, 475
寄附金収入	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の収入	17	0	0	0	0	17	0	17
投資活動による収入	274	0	0	0	0	274	0	274
施設整備費補助金	274	0	0	0	0	274	0	274
による収入								
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0
前中長期目標期間から	11	0	2	0	0	13	0	13
の繰越金								

[注記]

- 1. 資金計画は、予算ベースで作成した。
- 2.「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。
- 3.「業務活動による収入」の「その他の収入」は、諸収入額を記載した。
- 4. 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

4 自己収入の確保

- ア 外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により、自己収入の確保に努める。
- イ 自己収入の増加が見込まれる場合には、増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで運営 費交付金の要求を行い、認められた場合には当該新規業務を実施する。

5 保有資産の処分

現有の施設・設備について自主点検を行い、利用率の低いものについては、その改善の可能性等の検討を行ったうえ、保有の必要性が認められないものについては適切に処分する。

年度計画

1 予算

令和元年度予算

(単位:百万円)

区分	企画・ 連携推 進業務		農産物 安定生 産研究 業務		情報収集分析業務	計	法人共通	合計
収 入 前年度よりの繰越金	2	3	4	3	1	14	3	17
運営費交付金	425	659	787	657	262	2, 791	702	3, 493
施設整備費補助金	73	0	0	0	0	73	0	73
受託収入	26	83	144	38	4	295	0	295
寄附金収入	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入	0	1	1	1	0	3	0	3
∄ †	527	746	936	699	268	3, 176	705	3, 881
支 出								
業務経費	225	270	325	320	116	1, 256	0	1, 256
施設整備費	73	0	0	0	0	73	0	73
受託経費	26	83	144	38	4	295	0	295
一般管理費	0	0	0	0	0	0	107	107
人件費	205	394	468	341	148	1, 556	599	2, 155
計	530	746	937	699	268	3, 180	705	3, 885

[注記]

- 1. 「前年度よりの繰越金」については、平成31年度に繰越となった人件費を計上した。
- 2. 運営費交付金は、令和元年度政府予算による運営費交付金予算を計上した。
- 3. 「受託収入」については、農林水産省及び他省庁分の委託プロジェクト費等を計上した。
- 4. 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2 収支計画

令和元年度収支計画

(単位:百万円)

経常費用 468 747 933 694 267 3,109 711 3,820	区分	企画・ 連携推 進業務	資源· 環境管 理研究 業務	農産物 安定生 産研究 業務	価値化	情報収集分析業務	計	法人共通	合計
人件費 191 366 436 317 138 1,448 464 1,912 賞与引当金繰入 14 27 32 24 10 108 26 134 退職給付費用 0 0 0 0 0 0 0 0 109 109 業務経費 216 250 298 298 107 1,170 0 0 0 0 0 0 0 0 0 <td>費用の部</td> <td>484</td> <td>780</td> <td>972</td> <td>722</td> <td>279</td> <td>3, 238</td> <td>2, 296</td> <td>5, 533</td>	費用の部	484	780	972	722	279	3, 238	2, 296	5, 533
賞与引当金繰入 退職給付費用 14 27 32 24 10 108 26 134 退職給付費用 0 0 0 0 0 0 0 109 109 業務経費 一般管理費 一般管理費 一般管理費 一般管理費 一般管理費 一般管理費 の 財務費用 監時損失 0 0 0 0 0 0 97 97 減価償却費 財務費用 運営費交付金収益 資与引当金見返に係る収益 追職給付引当金に係る収益 高収入 	経常費用	468	747	933	694	267	3, 109	711	3, 820
退職給付費用	人件費	191	366	436	317	138	1, 448	464	1,912
業務経費 216 250 298 298 107 1,170 0 1,170 受託経費 26 82 141 36 4 289 0 289 一般管理費 0 0 0 0 0 0 0 97 97 減価償却費 20 22 26 19 8 94 16 110 財務費用 0 1,584 1,713 1,713 1,584 1,713 1,713 1,584 1,713 1,713 1,584 1,713 1,584 1,711 1,584 1,711 1,584 1,711 1,584 1,584 <td>賞与引当金繰入</td> <td>14</td> <td>27</td> <td>32</td> <td>24</td> <td>10</td> <td>108</td> <td>26</td> <td>134</td>	賞与引当金繰入	14	27	32	24	10	108	26	134
受託経費 26 82 141 36 4 289 0 289	退職給付費用	0	0	0	0	0	0	109	109
一般管理費 20 22 26 19 8 94 16 110 財務費用 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	業務経費	216	250	298	298	107	1, 170	0	1, 170
減価償却費	受託経費	26	82	141	36	4	289	0	289
財務費用 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	一般管理費	0	0	0	0	0	0	97	97
臨時損失 17 33 39 28 12 129 1,584 1,713 収益の部 485 781 974 718 280 3,238 2,296 5,533 運営費交付金収益 404 616 731 615 245 2,610 561 3,171 賞与引当金見返に係る収益 0 0 0 0 0 0 0 109 109 諸収入 0 1 1 1 0 3 0 3 0 受託収入 26 83 144 38 4 295 0 295 寄附金収益 3 0 1 0 0 4 0 4 資産見返負債戻入 20 22 26 13 8 88 16 104 純利益 17 33 39 28 12 129 1,584 1,713 純利益 0 1 2 △4 0 0 0 0 前中長期目標期間繰越積立金 0 0 2 0 2 0 2 0 2 取崩 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 <	減価償却費	20	22	26	19	8	94	16	110
収益の部	財務費用	0	0	0	0	0	0	0	0
運営費交付金収益 404 616 731 615 245 2,610 561 3,171 賞与引当金見返に係る収益 14 27 32 24 10 108 26 134 退職給付引当金に係る収益 0 0 0 0 0 0 0 109 109 諸収入 0 1 1 1 0 3 0 3 0 3 受託収入 26 83 144 38 4 295 0 295 寄附金収益 3 0 1 0 0 4 0 4 0 4 資産見返負債戻入 20 22 26 13 8 88 16 104 臨時利益 17 33 39 28 12 129 1,584 1,713 純利益 前中長期目標期間繰越積立金 0 0 0 2 0 2 0 2 取崩額	臨時損失	17	33	39	28	12	129	1, 584	1, 713
賞与引当金見返に係る収益 14 27 32 24 10 108 26 134 退職給付引当金に係る収益 0 0 0 0 0 0 0 109 109 諸収入 0 1 1 1 0 3 0 3 0 3 0 3 0 3 0 295 0 295 寄附金収益 3 0 1 0 0 4 0 4 0 4 資産見返負債戻入 20 22 26 13 8 88 16 104 臨時利益 17 33 39 28 12 129 1,584 1,713 純利益 0 1 2 △4 0 0 0 0 前中長期目標期間繰越積立金 0 0 0 2 0 2 0 2 0 2	収益の部	485	781	974	718	280	3, 238	2, 296	5, 533
退職給付引当金に係る収益 0 0 0 0 0 0 109 109 諸収入 0 1 1 1 1 0 3 0 3 0 3 0 3 0 3 0 0 3 0 0 0 0	運営費交付金収益	404	616	731	615	245	2,610	561	3, 171
諸収入 0 1 1 1 0 3 0 3 受託収入 26 83 144 38 4 295 0 295 寄附金収益 3 0 1 0 0 4 0 4 資産見返負債戻入 20 22 26 13 8 88 16 104 臨時利益 17 33 39 28 12 129 1,584 1,713 純利益 0 1 2 △4 0 0 0 0 前中長期目標期間繰越積立金 0 0 0 2 0 2 0 2 取崩額	賞与引当金見返に係る収益	14	27	32	24	10	108	26	134
受託収入 26 83 144 38 4 295 0 295 寄附金収益 3 0 1 0 0 4 0 4 資産見返負債戻入 20 22 26 13 8 88 16 104 臨時利益 17 33 39 28 12 129 1,584 1,713 純利益 0 1 2 △4 0 0 0 0 前中長期目標期間繰越積立金 0 0 0 2 0 2 0 2 取崩額	退職給付引当金に係る収益	0	0	0	0	0	0	109	109
寄附金収益 3 0 1 0 0 4 0 4 資産見返負債戻入 20 22 26 13 8 88 16 104 臨時利益 17 33 39 28 12 129 1,584 1,713 純利益 0 1 2 △4 0 0 0 0 前中長期目標期間繰越積立金 0 0 0 2 0 2 0 2 取崩額	諸収入	0	1	1	1	0	3	0	3
資産見返負債戻入 20 22 26 13 8 88 16 104 臨時利益 17 33 39 28 12 129 1,584 1,713 純利益 0 1 2 △4 0 0 0 0 前中長期目標期間繰越積立金 0 0 0 2 0 2 0 2 取崩額	受託収入	26	83	144	38	4	295	0	295
臨時利益 17 33 39 28 12 129 1,584 1,713 純利益 前中長期目標期間繰越積立金 取崩額 0 1 2 △4 0 0 0 0 0	寄附金収益	3	0	1	0	0	4	0	4
純利益 0 1 2 △4 0 0 0 0 前中長期目標期間繰越積立金 0 0 0 2 0 2 0 2 取崩額	資産見返負債戻入	20	22	26	13	8	88	16	104
前中長期目標期間繰越積立金 0 0 0 2 0 2 0 2 取崩額	臨時利益	17	33	39	28	12	129	1, 584	1, 713
取崩額	純利益	0	1	2	$\triangle 4$	0	0	0	0
	前中長期目標期間繰越積立金	0	0	0	2	0	2	0	2
総利益	取崩額								
	総利益	0	1	2	$\triangle 2$	0	2	0	2

[注記]

- 1. 収支計画は令和元年度政府予算ベースで作成した。
- 2. 独立行政法人会計基準の改訂により、平成31年度から「賞与」及び「退職金」については引当金を導入する。
- 3. 「臨時損失」及び「臨時利益」には、独立行政法人会計基準の改訂に伴い、前年度末時点の賞与引当金及び退職給付引当金を計上する際に発生する費用及び収益を計上した。
- 4. 「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。
- 5. 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3 資金計画

令和元年度資金計画

(単位:百万円)

区分	企画・ 連携推 進業務	資源・ 環境管 理研究 業務	農産物 安定生産研究業務	高付加 価値化 研究業	情報収集分析業務	計	法人共通	合計
資金支出	572	746	937	699	268	3, 222	705	3, 927
業務活動による支出	448	726	907	675	259	3, 015	696	3, 711
投資活動による支出	82	21	30	24	9	166	9	175
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度への繰越金	42	0	0	0	0	42	0	42
資金収入	572	746	937	699	268	3, 222	705	3, 927
業務活動による収入	452	743	932	696	267	3, 089	702	3, 791
運営費交付金による収入	425	659	787	657	262	2, 791	702	3, 493
受託収入	26	83	144	38	4	295	0	295
寄附金収入	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	1	1	1	0	3	0	3
投資活動による収入	73	0	0	0	0	73	0	73
施設整備費補助金による	73	0	0	0	0	73	0	73
収入								
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度よりの繰越金	47	3	5	3	1	60	3	63
[34-41]								

[注記]

- 1. 資金計画は、令和元年度政府予算を基に予定キャッシュフローとして作成した。
- 2. 「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。
- 3. 「業務活動による収入」の「その他の収入」は、諸収入額を記載した。
- 4. 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

4 自己収入の確保

外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により、自己収入の確保に努める。

5 保有資産の処分

現有の施設・設備について自主点検を行い、利用率の低いものについては、その改善の可能性等の検討を行ったうえ、保有の必要性が認められないものについては適切に処分する。

主な評価軸(評		法人の業務実績・自己評価	
価の視点)、指標	年度計画	業務実績	自己評価
等			
			評定 B
			<評定の根拠>

【評価の視点】

○業務達成基準 の導入、セグメン ト管理の強化に 2 収支計画 対応した会計処 理方法はどのよ うに定められて 3 資金計画 いるか。それに従 って運営されて いるか。

〈主な定量的指

・セグメントごと

の業務達成の目 標に対する予算 配分と執行状況 〈その他の指標〉 セグメントに配 分された予算と 決算に大きな乖 離はないか。大き く乖離している 場合は、その理由 が明確になって

いるか。

1 予算

1 予算

令和2年度予算及び決算

(単位:百万円)

	企画・通	企画・連携推進		資源・環境管理		安定生産	高付加価値化	
区分	業	務	研究	業務	研究	業務	研究	業務
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
収入								
前年度よりの繰越	13	48	22	48	27	55	20	48
運営費交付金	439	463	628	620	761	780	648	626
施設整備費補助金	_	_	_	_	_	_	_	_
受託収入	26	18	83	41	144	105	38	54
補助金等収入	_	_	_	_	_	33	_	_
寄附金収入	_	_	_	_	-	_	_	_
諸収入	0	5	1	7	1	9	1	6
計	479	534	734	716	933	982	707	733
支出								
業務経費	234	261	266	272	324	391	317	296
施設整備費	_	_	_	-	-	_	_	_
受託経費	26	34	83	40	144	110	38	58
一般管理費	_	_	_	-	-	_	_	_
人件費	221	191	385	401	466	489	352	325
計	482	485	734	713	934	989	707	680

区分	情報収集分析 業務		法人	共通	合計		
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	
収入							
前年度よりの繰越	8	25	_	-	90	224	
運営費交付金	248	235	821	821	3, 546	3, 546	
施設整備費補助金	-	_	-	_	-	-	
受託収入	4	7	-	_	295	225	
補助金等収入	-	_	-	_	-	33	
寄附金収入	-	_	-	_	-	-	
諸収入	0	3	_	-	3	30	

以下のとおり「研究開発成果の最大 化 に向けて成果の創出が期待できるよ うに財務内容の改善を着実にすすめて いることから、評定をBとした。

- ・「独立行政法人会計基準」(平成27年 1月17日改訂)に従い、5業務を各々 一定の事業等のまとまりとしてのセグ メントとし、運営費交付金の会計処理 を業務達成基準とした。なお、管理部門 の管理業務は法人共通セグメントとし て期間進行基準とした。
- ・セグメントごとの業務達成の目標に 対する予算配分とその執行がなされ、 業務達成基準(除:法人共通)により財 務情報を開示することとした。
- ・運営費交付金(収入)における各セグ メントの予算額と決算額の差額は、当 該年度の第3四半期に各セグメントの 人員エフォートの見直しを実施し、変 更人員エフォートに基づき予算を再配 分し適正化したためのものである。

計	260	271	821	821	3, 934	4, 057
支出						
業務経費	110	114	_	-	1, 251	1, 334
施設整備費	-	_	_	-	-	-
受託経費	4	7	-	-	295	249
一般管理費	-	_	104	101	104	101
人件費	146	150	717	678	2, 288	2, 234
計	260	272	821	779	3, 938	3, 918

[注記]

1. 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2 収支計画

令和2年度収支計画及び決算

(単位:百万円)

	企画・連	車携推進	資源·琤	環境管理	農産物質	安定生産	高付加	価値化
区分	業	務	研究	業務	研究	業務	研究業務	
	計画額	決算額	計画額	決算額	計画額	決算額	計画額	決算額
費用の部	492	487	732	699	929	921	699	657
経常費用	492	486	732	699	929	920	699	656
人件費	206	177	358	371	434	453	327	301
賞与引当金繰入	16	13	27	28	33	34	25	23
退職給付費用	-	-	_	-	_	-	_	_
業務経費	225	257	246	218	299	318	294	211
受託経費	26	26	82	54	140	81	36	100
一般管理費	-	-	-	-	_	-	_	_
減価償却費	19	13	19	27	23	33	17	22
雑損	-	0	-	0	_	-	_	0
臨時損失	-	1	-	1	_	1	_	1
収益の部	492	482	733	719	933	977	695	694
運営費交付金収益	428	403	603	591	731	741	621	512
賞与引当金に係る 見返り収益	16	13	27	28	33	34	25	23
退職給付引当金に 係る収益	_	_	_	_	_	-	_	_
諸収入	0	5	1	7	1	9	1	8
受託収入	26	34	83	39	144	96	38	109
補助金等収入	_	_	_	_	_	30	_	_

寄附金収益	3	2	-	_	1	1	_	_	
資産見返負債戻入	19	10	19	21	23	26	10	17	
臨時利益	-	15	_	32	_	39	_	26	
純利益	0	-5	1	19	4	56	△5	37	
前中長期目標期間繰 越積立金取崩額	-	0	_	0	_	0	1	0	
総利益	0	-5	1	19	4	57	△4	37	

	佳却师	生八七.				
	情報収		法人	共通	合	計
区分	業					
	計画額	決算額	計画額	決算額	計画額	決算額
費用の部	260	264	821	659	3, 934	3, 686
経常費用	260	263	821	659	3, 934	3, 683
人件費	136	139	484	366	1, 944	1,808
賞与引当金繰入	10	11	26	28	136	137
退職給付費用	-	_	207	153	207	153
業務経費	103	96	_	_	1, 169	1, 100
受託経費	4	7	_	_	287	267
一般管理費	_	_	91	101	91	101
減価償却費	7	10	13	10	99	116
雑損	-	0	_	-	_	1
臨時損失	-	0	_	_	_	3
収益の部	260	277	821	716	3, 934	3, 864
運営費交付金収益	239	236	575	510	3, 197	2, 993
賞与引当金に係る 見返り収益	10	11	26	28	136	137
退職給付引当金に 係る収益	-	-	207	153	207	153
諸収入	0	3	_	-	3	32
受託収入	4	7	_	_	295	285
補助金等収入	_	_	_	-	_	30

寄附金収益	_	-	-	-	4	3
資産見返負債戻入	7	8	13	25	91	107
臨時利益	-	12	_	_	-	123
純利益	0	13	_	57	0	178
前中長期目標期間繰 越積立金取崩額	-	0	-	0	1	1
総利益	0	13	-	58	1	179

[注記]

- 1. 収支計画は令和2年度政府予算ベースで作成した。
- 2. 「臨時利益」には、会計基準第81第5項に基づき「運営費交付金精算収益化額を計上した。
- 3. 「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。
- 4. 「前中長期目標期間繰越積立金取崩額」は、前中長期目標期間に自己収入予算にて取得した固定資産の減価償却費計上額である。
- 5. 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3 資金計画

令和2年度資金計画及び決算

(単位:百万円)

	企画・連携推進		資源・環境管理		農産物質	安定生産	高付加価値化	
区分	業務		研究	業務	研究	業務	研究業務	
	計画額	決算額	計画額	決算額	計画額	決算額	計画額	決算額
資金支出	521	452	734	903	934	1, 149	707	732
業務活動による支出	473	302	713	634	906	820	682	514
投資活動による支出	9	52	20	62	28	75	25	50
財務活動による支出	_	-	_	_	_	_	_	-
翌年度への繰越金	40	99	_	208	-	253	-	168
資金収入	521	591	734	835	934	1, 164	707	850
業務活動による収入	466	473	711	669	906	963	687	698
運営費交付金によ	439	439	628	628	761	761	648	648
る収入								
受託収入	26	28	83	29	144	149	38	40
補助金等収入	_	-	-	-	-	37	-	-
寄附金収入	_	_	_	_	_	_	_	-
その他の収入	0	6	1	13	1	16	1	10
投資活動による収入	_	22	_	_	_	_	_	-
施設整備費補助金 による収入	_	22	-	-	-	-	-	-
その他の収入	_	_	-	_	_	_	_	_

財務活動による収入	-	-	_	_	-	-	-	-	
その他の収入	-	-	-	-	-	_	_	_	
前年度よりの繰越金	55	95	22	166	28	201	20	151	

区分	情報収業		法人	共通	슴計		
	計画額	決算額	計画額	計画額 決算額		決算額	
資金支出	261	339	821	1, 268	3, 978	4, 843	
業務活動による支出	253	238	808	1,018	3, 835	3, 526	
投資活動による支出	8	23	13	_	103	262	
財務活動による支出	-	-	_	-	-	-	
翌年度への繰越金	_	78	_	249	40	1,055	
資金収入	261	321	821	1,081	3, 978	4, 843	
業務活動による収入	252	259	821	821	3, 843	3, 884	
運営費交付金によ る収入	248	248	821	821	3, 546	3, 546	
受託収入	4	6	-	-	295	251	
補助金等収入	_	_	_	_	_	37	
寄附金収入	_	_	_	_	_	_	
その他の収入	0	5	-	-	3	50	
投資活動による収入	-	-	-	-	-	22	
施設整備費補助金 による収入	-	-	-	-	_	22	
その他の収入	_	_	_	_	_	_	
財務活動による収入	_	_	_	_	_	_	
その他の収入	_	_	_	_	_	_	
前年度よりの繰越金	8	63	_	260	134	937	

【評価の視点】

○受託研究等の 獲得、受益者負担る。 の適正化、法人に おける知的財産

4 自己収入の確保

外部研究資金の|許実施料の拡大等により、自己収入の確保に努め

[注記]

- 1. 計画額は、予算ベースで作成した。
- 外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特 2. 計画額の「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。
 - 3. 計画額の「業務活動による収入」の「その他の収入」は、諸収入額を記載した。
 - 4. 「翌年度への繰越金」は、令和2年度期末の「現金及び預金」の額である。
 - 5.「前年度よりの繰越金」は、令和元年度期末の「現金及び預金」の額である。
 - 6. 決算額の「補助金等収入」は、海外農業農村開発促進調査等事業を計上した。

○自己収入確保に向けて積極的な取組 を行い、令和 2 年度の外部資金収入は 366 百万円であった。この他、共同研究 者からの研究資金の提供が行われ、企業 から4件計約12百万円の資金提供を得 た等自己収入確保へ向けた取組が前進

権等の実施料収 入の拡大等、自己 収入確保に向け て積極的な取組 が行われている か。

〈主な定量的指 標〉

・外部研究資金の 実績、特許権等の 実施許諾等収入 実績、施設利用等 の自己収入の実 績

【評価の視点】

| 5 保有資産の処分

○保有資産の必 要性について点 検を行っている か。自己点検の結 果、必要性や利用 率の低い施設に ついて、積極的な 処分が行われて いるか。

〈主な定量的指標〉

・不要の保有資産の処分実績

7. 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

| 4 自己収入の確保

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)で、国際農研研究員を研究代表者とする 4 つの課題「肥沃度センシング技術と養分欠乏耐性系統の開発を統合したアフリカ稲作における養分利用効率の飛躍的向上」、「ブルキナファソ産リン鉱石を用いた施肥栽培促進モデルの構築」、「オイルパーム農園の持続的土地利用と再生を目指したオイルパーム古木への高付加価値化技術の開発」及び「高栄養価作物キヌアのレジリエンス強化生産技術の開発と普及」を実施した。令和 2 年度における外部資金収入は、政府受託収入や研究費助成事業収入等 84 件による 366 百万円であった。平成 29 年度に共同研究規程を改正し、共同研究者から研究資金の提供を可能としたところ、令和 2 年度は 4 件計約 12 百万円の研究資金の提供を民間企業から得た。また、特許実施料 76 千円及び育成者権利用料 364 千円及び共同研究に伴う発明の持分譲渡料 292 千円を得た。

○フリーザー更新・新規時の集約化検討 等を促し、不用となった機器等につい ては、転用調査等を実施した上で積極 的に処分を行った。

5 保有資産の処分

施設等整備運営委員会(委員長:企画連携部長、委員:各領域等)において、施設・設 ないためにも、外部資金収入等を含め自備の効率的な利用と省エネルギーを図る観点から、研究現場からのフリーザーの更新・新 己収入の更なる確保に努める必要があ 規購入に際しては、複数台ある場合の集約化の検討及びエネルギー効率が高くより省エネ る。 ルギーに資する機種を選定するよう促した。

研究の効率化を図る上で不用となった機器等及び必要性に乏しい物品等について、居室 及び実験室等のスペースを確保した職場環境整備の観点からも、転用調査等を実施した上 で積極的に処分を行った。また、引き続き各室の整理、見直し等を行うことにより、国際 農研全体としての有効活用が推進出来るよう周知、指導した。

<課題と対応>

した。

一般管理費、業務経費の抑制にあって は、中長期目標どおり削減を達成した が、施設等の維持管理に支障を生じさせ ないためにも、外部資金収入等を含め自 己収入の更なる確保に努める必要があ る

主務大臣による評価

評定 B

<評定に至った理由>

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を着実に進めており、中長期計画に則り、前年度比で一般管理費3%以上、業務経費1%以上の削減を達成している。 自己収入の確保については、委託プロジェクト研究等4つの研究課題で政府受託収入等の外部資金収入を得ており、令和2年度の外部資金収入は前年に比べ減少したものの、特許実施料及び育成者権利用料については増加している。 以上のとおり、財務内容の改善に向けて、各セグメントについては業務達成基準、共通の管理部門については期間進行基準に基づく運営費交付金の会計処理を適切に実施しているほか、自己収入の確保にも積極的に取り組んでいることから、B評定とする。

<今後の課題>

引き続き、一般管理費及び業務経費の削減に努めるとともに、効率的な予算配分及び執行や、外部資金の確保を促進して、財務内容の改善を図ることを求める。

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
IV—1	ガバナンスの強化							
当該項目の重要度、難易 度		関連する政策評価・行政事業 レビュー	行政事業レビューシート事業番号:					

2. 主要な経年データ 主な参考指標 基準値等 28 年度 29 年度 30 年度 元年度 2 年度 (参考情報)
当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

該当なし

中長期目標

(1) 内部統制システムの構築

JIRCAS の役割を効果的・効率的に果たすため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知)に基づき内部統制の仕組みを高度化し運用する。

その際、理事長のリーダーシップの下、各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、迅速かつ的確な意思決定を行う。また、各業務について、役員から現場職員までの指揮命令系統を明確 化する。

特に、研究活動における不適正行為に関しては、第3期中期目標期間内に生じた不適正な経理 処理事案等の事態を重く受け止め、物品の適正な調達、海外での研究活動に起因する事象を含め たその他のリスクの把握と管理等の対策を徹底し、不適正事案の根絶に向け、内部統制の仕組み を強化する。

(2) コンプライアンスの推進

JIRCAS に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図る。

研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえ対策を推進する。

(3)情報公開の推進

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、適切に情報公開を行う。

(4)情報セキュリティ対策の強化

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシー を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対す

中長期計画

(1) 内部統制システムの構築

ア 理事長のリーダーシップの下、役職員の担当業務、権限及び責任を明確にする。また、役員会及 び運営会議等において、迅速かつ的確な意思決定の補佐及び意思伝達を行う。

イ 指揮命令系統を明確化し、JIRCAS の方針や決定事項について速やかに所内に周知・実施する体制を整える。

ウ 研究活動における不適正行為を防止するため、海外での研究活動に起因する事象を含め、JIRCAS の業務遂行の障害となる要因(リスク)を識別、分析、評価し、適切な対応を実施するため、リスク 管理体制を整備し、リスクの発生防止及び発生したリスクへの適切な対応に努める。

(2) コンプライアンスの推進

ア JIRCAS に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、研修や教育訓練等を実施する。

イ 政府が示したガイドライン等を踏まえ、研究活動における不適正行為を防止するための職員教育 や体制の整備を進める。

(3)情報公開の推進等

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、情報公開を積極的に推進し、情報開示請求に対しては適切に対応する。

(4)情報セキュリティ対策の強化

ア 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを 適切に見直し、サイバーセキュリティの強化に取り組む。

イ 情報セキュリティ対策の実施状況を評価し、情報セキュリティ対策の改善に反映する。

ウ 保有する個人情報や技術情報を適切に管理する。

るサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施 状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

また、保有する個人情報や技術情報の管理を適切に行う。

(5) 環境対策・安全管理の推進

化学物質、生物材料等の適正管理などにより研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行う とともに、エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。

安全衛生面に関わる事故等を未然に防止するための管理体制を構築するとともに、災害等による緊急時の対策を整備する。

(5) 環境対策・安全管理の推進

- ア 薬品管理システム等を活用し、化学物質等の適正管理の徹底を図る。
- イ 生物材料等の適正入手・適正管理に関する教育訓練等を通じて、職員の管理意識の向上を図ると ともに、法規制のある生物材料については適正管理を徹底する。
- ウ 法人内で使用するエネルギーの削減を図る。また、廃棄物等の適正な取扱いを職員に確実に周知し、法人全体でリサイクルの促進に取り組む。
- ともに、エネルギーの有効利用やリサイクルの促進に積極的に取り組む。 エー・ 職員の安全衛生意識の向上に向けた教育・訓練、職場巡視などモニタリング活動を実施し、作業 安全衛生面に関わる事故等を未然に防止するための管理体制を構築するとともに、災害等によー環境管理の徹底を図る。また、ヒヤリハット事例等を活用した事故等の未然防止活動に取り組む。
 - オ 職員の防災意識の向上を図るとともに、必要な設備の設置、管理を行う。また、災害等緊急時の対応体制を整備する。

 主な評価軸(評		法人の業務実績・自己評価	
価の視点)、指標等	年度計画	業務実績	自己評価
			評定 B 〈評定の根拠〉 理事長の強力なリーダーシップののができる等には、なる時には、新型の強にないる。のができる。のでできる。できるに機能の対応、新型のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
【評価の視点】	(1)内部統制システムの構築	(1)内部統制システムの構築	
・理事長のリーダ		ア.「国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの組織に関する規程」等により役職員	・役員会(毎週開催)による迅速な意思
ーシップの下、	業務、権限及び責任を明確にする。また、役員会		決定、運営会議(月2回開催)による役
役員による迅速	及び運営会議等において、迅速かつ的確な意思決	るとともに、月 2 回運営会議を開催し、役員会における決定事項の周知と要検討事項の	員会決定事項の周知、検討事項の協議

きる内部統制の「行う。 仕組みがどのよ うに構築され、 運用されている か。それにより 業務がどれだけ 円滑に行われて いるか。

な意思決定がで│定を行うとともに、役職員間の円滑な意思伝達を

決定事項について速やかに所内に周知・実施す る。

め、海外での研究活動に起因する事象を含め、 JIRCAS の業務遂行の障害となる要因(リスク) を識別、分析、評価し、適切な対応を実施する。 これまでに整備したリスク管理体制のもと、リス クの発生防止及び発生したリスクへ適切に対応 する。

〈その他の指標〉 ・内部統制システ ムの構築と取組

協議を行った。内部統制委員会(委員長は理事長)を4回開催して内部統制の推進に関す る事項への対応等の指示を行った。また、内部統制システムの一環としての内部統制に関 する報告会(各部門の長である内部統制推進責任者から内部統制担当役員である理事に 対して、あらかじめ職員等の意見を聴取した上で、組織及び所掌する業務における内部統 制の整備・運用状況、内部統制の不備等に関して講じた措置及び日常的なモニタリングに よって明らかになった事項を報告。平成28年度より開始。)を令和2年10月に開催した。 同報告会で報告され、内部統制委員会が引き続き検討と対応を必要とした案件について は、担当部署を決定し、所要の対応を着実に行った。内部統制の基盤となる所内規程全般 について、法令の e-Gov へのリンク、書式の Web フォーム化等 ICT の活用に向けた検討 を開始した。

内部統制等の諸課題について、原則毎月1回理事長、理事と監事の面談が実施された。

- イ 指揮命令系統を明確化し、JIRCAS の方針や イ.業務運営に関する指揮命令系統(役員-組織の長-職員)、研究業務に関する指揮命令 系統(プログラムディレクターープロジェクトリーダーー研究職員)をそれぞれ確立し、 国際農研の方針や決定事項について速やかな所内通知を図っている。また、運営会議資 料や各種調査、届出書類の提出依頼等は重要性、緊急性の程度に応じ、担当部署から職 員への一斉電子メールやグループウェアの掲示板での連絡を行っている。
- ウ 研究活動における不適正行為を防止するた | ウ. 内部統制とリスク管理強化のため平成28年4月に設置したリスク管理室を事務局とし て、リスク管理委員会(5回開催)での検討により、業務遂行の障害となる要因(リス ク)を識別、分析、評価し、適切な対応を実施した。令和2年度は過去4年間でリスク 管理責任者(各組織の長及びプログラムディレクター)によるリスク因子の洗い出しを 行った後、洗い出されたリスク因子に、新型コロナウイルス感染症に関わるリスクを加 えて優先的に検討すべき因子をリスク管理委員会で選定し、リスク低減措置案の検討を 行った。実施中のリスク低減対策は、その進捗状況を定期的にリスク管理委員会でモニ タリングしてきた。また、次期中長期目標期間に向けて、ICT を活用したリスク管理手 法の改善へ向けた検討を開始した。

特に新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月からリスク管理室を事務局 とする新型コロナウイルス対策会議を 26 回開催し、業務継続計画の更新、外国出張への 対応、在宅勤務及び特別休暇の制度整備、新着情報の所内通知等を行った(新型コロナウ イルス感染症対策の詳細は下記(5)エ、オを参照)。

監査室においては、物品管理に関する監査、法人文書管理に関する監査、公的研究費に 関する監査、諸手当の認定・支給等に関する監査、情報セキュリティ管理に関する監査、 不適正な経理処理事案に係る再発防止に関する監査を行い、適切に処理されていることを 確認した。また、監事と会計監査人による内部統制システムの監査が行われ、内部統制が 有効に機能していることの評価が行われた。

〈その他の指標〉

内部統制システムの構築と取組状況 上記(1)を参照。

を行う仕組みを構築し確実に運用して

内部統制に関する所内報告会を開催 し、報告された案件へ対処を進めてい

平成28年度に整備したリスクの管理 体制により、リスク因子の選定と低減 措置案の検討と対応を行った。

状況

【評価の視点】

適正行為を防止 するための事前 の取組がどのよ うに行われてい るか。コンプラ イアンス上の間 題が生じていな いか。

|(2)コンプライアンスの推進

ンプライアンスから、コンプライアンス一斉研修やコンプライア 徹底のための取しスルールブックを活用し、法令遵守や倫理保持 組、研究上の不 に対する役職員の意識向上を図る。

> |活動における不適正行為を防止するために必要 な体制を整備するとともに、コンプライアンスー 吝研修や e ラーニング等による職員教育を行う。

〈その他の指標〉

・法令遵守や倫理 保持に向けた取 組実績(職員研 修等の開催件数 等)

【評価の視点】

(3)情報公開の推進等

・法人運営につい 公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の ての情報公開の 信頼を確保する観点から、 法定情報の速やかな 充実に向けた取 公開に努める。さらに、独立行政法人等の保有す

(2)コンプライアンスの推進

・法人におけるコーア JIRCAS に対する国民の信頼を確保する観点 ア. 法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、内部講師によるコンプライー・コンプライアンス一斉研修を実施(外 アンス一斉研修を令和2年6月にオンラインビデオ実施し365名が受講した。コンプラ | 国人研究者には英語で実施)するとと イアンス一斉研修では、国際農研に所属する全ての職員等に対して「就業規則、コンプラ│もに、平成 28 年度に作成した「コンプ イアンスの基本等、労働安全衛生、健康管理」、「遺伝子組換え生物などの使用等に係る安|ライアンスルールブック」の内容を更 全規則」、「研究費の使用」等に加えて、「物品の適正管理」を、さらに研究職員等に対し「新した。研究職員等を対象に研究倫理 て、「化学薬品等の管理」等研究業務に関連した内容について研修を実施した。また、英|教育を実施した。こうした取組の結果、 語による研修も実施した。なお、新規の採用者・異動者等22名および外国人29名には、研究上の不適正行為は発生しなかっ 上記研修のビデオ収録を兼ねて国際会議室での研修を実施した。平成 29 年 2 月に作成 | た。 し、令和2年3月に改訂した「コンプライアンスルールブック」を見直し、内容を更新し

> また、本年施行されたパワハラ防止法を受けて相談窓口の周知を図った他、国立研究開 発法人協議会コンプライアンス専門部会が提唱したコンプライアンス推進月間(12月) には統一ポスターを掲示し、国際農研独自の取組として、所内ネットでコンプライアンス 通信を発刊し、理事長の宣言を掲載してコンプライアンス向上につとめた。

イ 政府が示したガイドライン等を踏まえ、研究 Iイ. リスク管理委員会において、研究費の不正防止計画に基づきコンプライアンス推進責任 者による不正防止への取組、取引業者への経理適正化の取り組みへ協力を要請した。コン プライアンス一斉研修において、「研究費の不正使用、研究における不正行為の防止及び 研究成果の管理」の講義を研究者等向けに行うとともに、eラーニングプログラムによる 研究倫理教育(研究不正行為防止、研究費不正使用防止)(日本語、英語)を、研究職員 等56名を対象に実施した。農林水産省の研究不正ガイドラインに基づいて平成29年3月 に策定した「研究データの保存と開示に関するガイドライン」を適正に運用している。改 正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)施行に伴い、令和2年6月から、パワーハラス メント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが義務となったことから、同法と ともに相談員および通報窓口を再周知し、相談には適切に対応した。

〈その他の指標〉

・法令遵守や倫理保持に向けた取組実績(職員研修等の開催件数等) 上記(2)を参照。

(3)情報公開の推進等

財務情報をはじめとする法定情報についてはウェブサイト上で公開を行うなど情報の┃・財務情報をはじめとする法定情報を 積極的な公開に努めるとともに、情報公開の円滑な対応等に関する情報を入手し、法人文 書の適切な管理、情報公開窓口における資料の整備等を行い、情報開示請求に対する適正

ウェブサイト上で公開した。

いるか。

組や情報開示請 る情報の公開に関する法律(平成13年法律第141 求へどのような | 号) 等に基づき、情報公開を推進するとともに、 対応が行われて 情報開示請求に対しては適切に対応する。

かつ迅速な対応に努めている。なお、令和2年度においては、情報開示請求はなかった。 また、情報公開法の適切かつ円滑な運用に不可欠である法人文書の管理状況の点検を実 施し、法人文書ファイル管理簿の更新を行った。

〈その他の指標〉

•情報公開対応状 況

〈その他の指標〉

• 情報公開対応状況 上記(3)を参照。

【評価の視点】

デントは生じてる。

いないか。

|(4)情報セキュリティ対策の強化

セキュリティ対リシー、内閣サイバーセキュリティセンター 策のための統一 | (NISC) によるセキュリティマネジメント監査報 的な基準群を踏一告書に基づき優先度を判断の上、情報セキュリテ まえた事前の情々対策を進める。あわせて、政府機関等の情報セ 報セキュリティ キュリティ対策のための統一基準群の改定が令 対策がどのよう 和 2 年度に見込まれることから、情報セキュリテ になされている「ィポリシーの直しに着手する。また、全役職員の か。情報セキュ|情報セキュリティに関する意識の向上を図るた リティ・インシーめ、所内セキュリティセミナーの内容の充実を図

> 善等の指摘があった場合には速やかに改善策を 講じる。

する。

(4)情報セキュリティ対策の強化

・政府機関の情報 | アー令和元年度に見直した情報セキュリティポ | ア.国際農研情報セキュリティポリシー関連規程の周知と、インシデント発生(認知)時の | 連絡方法等所内手続きの徹底、想定される身近なリスクを周知し、管理者やユーザの認識 不足・人的ミスを減らし、ネットワークをより安全かつ効率的に利用するため、全職員を 対象とした所内セキュリティセミナーを12回開催し、350名が受講した。

> また、海外拠点等における設置端末の状況調査を平成30年度より開始し、令和2年度 も実施した。

> このほか、不審なサイトへの誘導や巧妙化を続ける標的型メールなどによるウイルス対 策ソフトの検知等の事案はあったが、その都度適切な対応と注意喚起を重ね、令和2年度 も情報セキュリティ・インシデントは生じていない。

|イ 情報セキュリティ監査を定期的に実施し、改 | イ.所内セキュリティセミナーにおいて自己点検を促すとともに、点検内容に改善が必要と 判断した者については指導・指示した。また、インシデントにつながる可能性が高い事案 を発見発生させた者に、その経緯や再発防止策をまとめさせることにより、ユーザや責任 者等に所内ルールの一層の徹底を図った。

> また、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) からの要請によるマネジメ ント監査(令和元年9月)の指摘事項等に対し、法人としての優先度を判断の上、対応を 実施した。本監査におけるフォローアップは令和3年1月にオンラインにより実施した。 なお、マネジメント監査指摘事項に対応するため、情報セキュリティポリシー関連規程 の改定や標的型攻撃メール訓練も実施した。

|ウ 保有する個人情報や技術情報を適切に管理 | ウ.保有する個人情報については、適切な管理のために点検を行うほか、「独立行政法人等 の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」を遵守し、個人情報(マイ ナンバー)の取扱いも含めた保有個人情報の適切な管理と漏えいの防止に努めた。また、 個人情報保護に関する関係資料を入手するとともに、資質の向上を図った。

> 保有する技術情報については、研究成果等管理規程で研究成果を他に提供する場合の手 続きや秘密の保持について定めており、技術情報の適切な管理を行っている。

〈その他の指標〉

・情報セキュリティ取組状況

〈その他の指標〉

•情報セキュリテ

・ 全職員を対象とした所内セキュリテ ィセミナーの開催等、情報セキュリテ ィ対策に取り組んだ結果、情報セキュ リティ・インシデントは生じていな い。NISC からの要請により、マネジメ ント監査の指摘事項等に対応した。ま た、規程に基づき個人情報や技術情報 の適切な管理を行っている。

ィ取組状況

【評価の視点】

ムが構築・運用 されているか。 化学物質等の管 理に関する問題 が生じていない か。

(5)環境対策・安全管理の推進

材料等を適正に「び定期的な点検を行い、化学物質等を適正に管理 管理するシステーする。化学薬品管理システムを更新する。

> を行うとともに、法規制のある生物材料について 適正に管理する。

上記(4)を参照。

(5)環境対策・安全管理の推進

・化学物質、生物「アー薬品等の管理に関する安全教育、職場巡視及「アー薬品の管理に関する安全教育、職場巡視及び定期的な点検を行い、化学物質等を適正に「 管理した。

> 化学薬品等を取扱う職員 181 名に対して薬品の管理に関する研修をコンプライアンス 一斉研修の一環として開催し、化学薬品等管理規程等の遵守及び薬品管理システムの適切 な運用等、所内の管理体制や取扱いの留意事項等を周知し、適正管理に関する意識向上に 努めた。

> 月一度の安全衛生委員会による職場巡視により実験室等の作業安全性を確認し、年末か ら年度末にかけて化学薬品等管理責任者による毒物及び劇物の年一度の定期点検を行い、 適正に管理されていることを確認した。

> 平成28年6月から義務づけられた化学物質のリスクアセスメントを令和2年度も継続 して実施した。薬品管理システムを利用して、試薬等の受入、使用、移動、廃棄等を管理 した。有害液状廃棄物等は、民間業者に委託し適正に処理した。

令和元年度に更新した化学薬品管理システムの運用を開始した。

無人航空機等(UAV 等)の適正な管理及び安全確保のため平成28年度に制定した管理 運航規程に定める安全飛行管理委員会で 3 件の飛行計画書を審議し、安全教育訓練の講 習会を1回開催し8名が受講した。

イ 生物材料等の入手と管理に関する教育訓練 | イ. 遺伝子組換え生物等及び輸入禁止品等の生物材料等の入手と管理に関する教育訓練を 行うとともに、これらの規制のある生物材料について適正に管理した。また、ゲノム編集 技術の利用により得られた生物の取扱いについて、使用等に係る規則に関する考え方を整 理し、所内手続きを整備した。

> 遺伝子組換え生物等の管理については、遺伝子組換え実験安全委員会に外部委員を 1 名委嘱し、研究者から提出された実験計画書の審査を行っている。令和2年度は、11件 の機関届出実験(継続11件)、11件の機関承認実験(継続11件)を実施している。遺伝 子組換え生物等の受入れ及び譲渡について、手続きを適正に行った。

> 遺伝子組換え生物等の使用等に係る安全規則に基づき、遺伝子組換え実験講習会を計6 回開催し、69名の実験従事者に対して、関係法令等の説明、遺伝子組換え生物等の適正な 使用等に係る知識及び技術、事故発生時の措置等について教育した。また、実験従事者以 外に対しても講習会を 10 回開催し、遺伝子組換え実験以外の実験に従事する者 2 名、保 守作業や工事実施のために実験室に立ち入る外部者28名に法令等の説明と留意事項を教 育した。また、実験責任者の退職や異動による研究材料の適切な処分(廃棄、委譲保存) を実施した。

> 遺伝子組換え生物等の拡散防止措置と実験施設に係る定期点検を一部安全管理科立会 の下各実験責任者が実施し、安全主任者による確認を経て農林水産技術会議事務局へ報告 した。

> 「遺伝子組換え生物の使用等における緊急時対応マニュアル」に基づき、関係部署の役 割分担や情報共有、連携等における問題点を洗い出すことを目的とする緊急時対応訓練を 令和2年10月15日に実施した。訓練では、熱帯・島嶼研究拠点で台風によって隔離温室

・化学薬品等を取扱う職員に対して安 全講習会を開催し、有害液状廃棄物等 は、民間業者に委託し適正に処理し た。令和元年度に更新した化学薬品管 理システムの運用を開始した。

無人航空機等(UAV等)の適正な利 用と管理のための規程に基づいて、飛 行計画の審査や教育訓練を実施した。

- 遺伝子組換え実験安全委員会で、実験 計画書の審査を行うとともに、遺伝子 組換え実験講習会を開催した。遺伝子 組換え実験緊急時対応訓練を実施し、 演習後、明らかとなった問題点に対応 するため、マニュアルの改善を行っ
- ・ゲノム編集技術の利用により得られ た生物の取扱いについて、使用等に係 る規則に関する考え方を整理し、所内 手続きを整備した。
- ・令和3年1月に、許可を得ずに輸入 禁止品の使用目的を変更した事案が 発生したが、植物防疫所へ報告すると ともに、再発防止策を講じ所内に周知 した。

の窓ガラスが破損したとの事故発生を想定し、緊急時対応マニュアルに沿って、応急措置、 緊急体制の構築、情報収集、復旧までの対応者の行動を模擬訓練した。訓練後、マニュア ルの問題点を洗い出し、改善策検討を行った。

輸入禁止品について、植物防疫所及び動物検疫所と適切に連絡調整を図りつつ輸入許可 申請及び輸入手続きを実施した。許可条件を遵守して輸入禁止品を取扱い、管理責任者に よる使用・廃棄記録簿の作成、農林水産省植物防疫担当官による定期的な立入調査等によ り適正な管理に努めたものの、令和3年1月、過去に2つの異なる使用目的で各々輸入許 可を得て輸入した種子をその後混同して使用していた事実が判明したため、輸入禁止品の 許可番号毎の保管等、輸入禁止品の使用・保管に係る注意事項を研究者へ改めて周知した。

〈その他の指標〉

・研究資材等の適正な管理のための取組状況(不用となった化学物質の生物材料等の処分 の実績を含む。)

上記(5)ア、イを参照。

〈その他の指標〉

•研究資材等の適 正な管理のため の取組状況(不 用となった化学 物質の生物材料 等の処分の実績 を含む。)

【評価の視点】

リサイクルの徹 底など環境負荷 軽減のための取 組等の内容を明 確化し実施して いるか。

一ウ 法人内で使用するエネルギーの削減を図る。 ・資源・エネルギーまた、廃棄物等の適正な取扱を職員に確実に周知 一利用の節約、し、リサイクルの促進に取り組む。

ウ. 光熱水料について、使用量などを建物毎に過去と現在で比較した表を所内電子掲示板等 に掲載し随時職員へ節約の周知徹底を図った。また、「夏季の省エネルギーの取組につい て(令和2年5月27日省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定)」及び「冬 季の省エネルギーの取組について(令和2年10月23日省エネルギー・省資源対策推進会 議省庁連絡会議決定)」に基づき、夏季及び冬季における節電対策をそれぞれ策定し、所 内会議及び電子掲示板等により職員への周知を行うとともに、施設等整備運営委員会等に おいては、フリーザー等消費電力量が大きい機器について、省エネ機種へ更新及び集約化、 照明設備のLED 化を計画的に検討・実施して一層の節電対策に努めた。以上により節電対 策に努めたところであるが、令和2年度の電力使用量は、昨年度(令和元年度)比でつく ば本所は100.1%となり0.1%僅かに増加、熱帯・島嶼研究拠点は104.0%と4.0%増加し た。国際農研全体では1.6%の増加となった。増加要因の主なものは、①新型コロナウイ ルス感染拡大での国内研究への重点化に伴う設備の稼働増(つくば:第2実験棟、隔離温 室)、②「知の集積」モデル事業における三連棟ハウスの稼働による使用電力の増加(拠 点)、その他複数の要因が重なったことによるものと考えられる。

温室効果ガス排出抑制実施計画推進本部において、温室効果ガス排出抑制実施計画を平 熱水料の節約に努めた。また、古紙やペットボトル等の分別回収の徹底を図った。

〈その他の指標〉

・環境負荷低減のための取組状況

成28年度に改正し、排出される温室効果ガス排出量を平成16年度比で令和2年度までの 期間に 10%以上削減することが決定された。計画に添った使用エネルギーの節減に努め 特に夏季・冬季の空調開始時には、職員が出来る具体的な取組を示して周知することで光

めたところであるが、令和元年度の電 力使用量は、昨年度(令和元年度)比 でつくば本所は 100.1%となり 0.1% 僅かに増加、熱帯・島嶼研究拠点は 104.0%と4.0%増加し、国際農研全体 では1.6%の増加となった。増加要因 を分析し、より一層の節電対策に取り 組むこととした。

・夏季及び冬季における節電対策を策

定し、職員に周知した。節電対策に努

・環境負荷低減の

〈その他の指標〉

ための取組状況

【評価の視点】

用されている か。災害等にお ける緊急時の対 策が整備されて いるか。重大な 事故が生じてい ないか。

・職場安全対策及 練、職場巡視などモニタリング活動を実施し、作 び安全衛生に関業環境管理の徹底を図る。また、労働災害発生防 する管理体制が 止のため継続的な注意喚起や、ヒヤリハット事例 適切に構築・運 等を活用した事故等の未然防止活動に取り組む。

上記(5)ウを参照。

|エ 職員の安全衛生意識の向上に向けた教育・訓 | エ. 作業環境管理と事故等の未然防止については安全衛生委員会を中心に取り組んでいる。 令和2年度の労働災害は2件(実験室内作業2件)発生した。同委員会において発生事案を 基に発生原因の分析や再発防止策の検討を行い、手順書の確認や過去の災害発生原因分析 の活用を呼びかけるなど、再発防止に向けた対策の徹底を図るとともに、運営会議におい て継続的に、職員への注意喚起を行った。ヒヤリハット活動や遠心機等の自主検査を継続 実施するとともに、本所においては、産業医・安全衛生委員会委員による職場巡視を毎月 実施し、安全衛生管理補助者による職場巡視を毎週、理事による職場巡視を年1回(本所 10月) 実施、熱帯・島嶼研究拠点においては、毎月の産業医・安全衛生委員会の職場巡視 に加え、四半期毎に職場使用者による職場点検、熱帯・島嶼研究拠点所長による週1回の 職場環境の点検により、安全確保上必要な改善事項等について指導を行い、その対応状況 を検証した。また、国際農研の過去の職場巡視指摘事項を含めた「職場の点検表」や他機 関の労働災害に関する災害事例をグループウェアへ掲示して職員に周知したほか、年度途 中の新規採用者に対する雇入れ時安全衛生教育について従来のコンプライアンス一斉研 修の DVD 視聴による教育に加え、安全衛生委員会委員長から対面による教育を実施して職 員の災害防止に関する安全意識向上の強化を図った。

> 全国安全週間(7月)、全国労働衛生週間(10月)の取組として、労働衛生週間におい ては、理事の職場点検により労働安全の周知啓発を行うとともに、両週間において労働安 全の実施ポスター掲示や、リーフレットの所内グループウェア掲載による職員周知を行い 健康保持増進、事故防止等の意識向上に努めた。

> また、「心の健康づくり計画」に基づき健康増進に努めるとともに、ストレスチェック を実施し、ストレス程度の把握、ストレスへの気付きの促しを通じて職場環境の改善につ なげるなど、働きやすい職場づくりを進めている。

> 新型コロナウイルス感染症拡大に関わる緊急事態宣言に伴い、東京都に加え、神奈川県、 埼玉県、千葉県から通勤する職員の在宅勤務を行い、さらに県、市の要請を請けて令和2 年4月10日から5月6日まで、つくば市本所の8割を目標に業務に支障のない範囲で在 宅勤務、特別休暇による外出自粛方針の遵守に努めた。この間、外国人職員向けに英語で の周知も徹底した。令和2年4月16日には石垣市で緊急事態宣言が発令され、熱帯・島 嶼研究拠点でも同様の措置をとった。また、「新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言 への対応」の通知に関する Q&A の作成(庶務課)をはじめ、節目節目に感染防止のための情 報を周知した。対策会議は28回(R2年度18回)開催した。令和3年1月8日から発令 された非常事態宣言に関しては、令和2年12月に制度化された在宅勤務(IV-2(2)ウ参 照)の活用等で、より円滑な対応が可能となった。

> 他方、海外出張の再開に向けても、情報収集と協議を重ねてきた。感染拡大が継続して いる一方、一部の国では感染収束の傾向が見られ、入国制限及び行動制限も緩和されてき たことから、令和2年8月に一部の外国出張について再開を決定し、出張案件ごとに出張 予定者の健康状態、出張先での業務遂行の可能性、出張予定国の感染状況、医療環境、入 国制限、行動制限、航空便の運行状況等を十分確認、検討した上で、出張の可否を判断し ている。

・事故防止活動、ストレスチェックを含 めた安全衛生活動を行った。また、「防 災業務計画」と「非常時における業務 継続計画」が策定されている。労働災 害発生は2件であり、前年度に比べ減 少したが、運営会議で報告し情報共有 を図るとともに、手順書の確認や過去 の災害発生原因分析の活用を呼びか けるなど、再発防止に向けた対策の徹 底を図った。

新型コロナウイルス感染症拡大に 関わる緊急事態宣言に伴い、業務に支 障のない範囲で在宅勤務、特別休暇に よる外出自粛方針の遵守に努めた。他 方、海外出張の再開に向けても、情報 収集と協議を重ね、出張案件ごとに十 分確認、検討した上で、出張の可否を 判断している。

継続力向上のためのマニュアル」を活用し、新型 感染症対策を含む必要な対策を施すとともに、職 員の防災意識の向上を図る。また、JIRCAS 役職員 等の安全確保等に関して万全な体制を整える。

オ 「非常時における業務継続計画に基づく業務 | オ. 新型コロナウイルス感染症拡大に対応するべく、役員が主導して対策に取り組んだ。令 | 和2年1月より新型コロナウイルス対策会議を発足し、職員の安全とセンターの円滑な 業務運営を図るため、積極的に情報を収集しつつ検討すべき対策事項について協議を重 ねている。新型コロナウイルス対策会議は全28回(令和元年度10回、令和2年度18回)、 必要に応じ開催している。対策会議では、主に、業務継続計画の更新、外国出張への対応、 在宅勤務及び特別休暇の制度整備、新着情報の所内通知等を議題として所内での基準や ルールを検討している。

令和2年4月7日から1都6県を対象に発令された緊急事態宣言および4月8日付け 茨城県からの出勤自粛要請、4月16日付け石垣市発令の緊急事態宣言に対しては、事前 の対策会議において業務継続計画(センター運営に最低限必要な要員について)と在宅勤 務の実施についての協議を行い、発令後、滞りなく対応措置を実施した。その後も、関連 する行政部局からの要請や関係機関・社会情勢等の状況を勘案しつつ、随時対策会議を開 催し、効果的な感染防止対策措置の所内周知を徹底、職員の防疫意識の向上に努めている。 特に、農林水産技術会議事務局との連携を密にとり、新型コロナウイルス感染症に関する 対応状況報告、依頼を受けた調査の実施報告、提供された新情報の共有や事務連絡の周知 等を迅速に実施している。新型コロナウイルス感染症に関する対応のため、暫定措置とし て取り扱っていた平成28年度制定の「非常時における業務継続計画」については、計画 内に新たに「新型感染症対応のための業務継続計画」の章を追加し、対応する形で「新型 感染症対応のための業務継続マニュアル」を作成した。そのほか、対策会議が主導し、職 員の出勤自粛等の目安表(本人や同居家族の症状や検査受診状況に応じ職員が実施すべき 対応の一覧表)の作成、感染疑いのある職員が発生した際の報告・連絡体制の構築等を通 して、緊急時においても職員の安全確保を可能とする内部体制を整えている。3月22日 に職員から陽性者が出たが、接触者の特定、隔離、居室等の消毒を速やかに実施するとと もに、保健所と連携して適切に対応した結果、職場での感染者拡大は無かった。また、関 **| <課題と対応>** 連行政部局に状況を逐次報告するとともに、Web サイトでも公知した。

〈その他の指標〉

- ・事故・災害を未 然に防止するた めの安全確保体 制の整備状況及 び安全対策の状
- •環境対策や安全 管理の職員の研 修の開催実績

〈その他の指標〉

- ・事故・災害を未然に防止するための安全確保体制の整備状況及び安全対策の状況 上記(5)エ、オを参照。
- ・環境対策や安全管理の職員の研修の開催実績 上記(5) 工を参照。労働安全衛生セミナーを開催した。

・新型コロナウイルス対策会議発足後、 各関連部署が積極的に新型コロナウ イルス感染症に関する情報を収集し、 迅速な情報共有と事前の対策措置に 努め、所内外での感染防止対策の周知 を徹底した。

労働災害の発生防止に引き続き努め る。手順書の再確認や過去の災害発生 原因分析の活用など、再発防止に向け た対策を徹底する。

新型コロナウイルス感染症拡大への 対応は引き続き大きな課題であり、職 員の安全確保を図るとともに研究成果 が確保できるよう対策を講じる。

主務大臣による評価

評定 B

<評定に至った理由>

内部統制システムの構築については、理事長の強力なリーダーシップの下、毎週開催される役員会等による迅速な意思決定ができるほか、月2回開催される運営会議において、役員会決定事項の周知 と要検討事項の協議を行う仕組が構築されている。また、新型コロナウイルス感染症への対策については、新型コロナウイルス対策会議を開催し、業務継続計画の更新、外国出張への対応、在宅勤務及 び特別休暇の制度整備、新着情報の速やかな所内通知等を行っている。

コンプライアンスの推進については、全職員等に対するコンプライアンス一斉研修や、研究職員等を対象とした研究倫理教育を実施している。

情報セキュリティについては、国際農研情報セキュリティポリシー関連規程やインシデント発生(認知)時の連絡方法等所内手続きの周知徹底を行ったほか、全職員を対象とした所内情報セキュリテ

ィセミナーの開催により重大なインシデントが発生していない。

環境対策・安全管理の推進については、化学薬品等を取り扱う職員に対し安全講習会を開催し、有害液状廃棄物等については、民間業者に委託し適正に処理を行うとともに、令和元年度に更新した化 学薬品管理システムの運用を開始している。無人航空機(UAV)については、適正な利用と管理のための規程に基づき、飛行計画の審査や教育訓練を実施している。遺伝子組換え実験については、遺伝子 組換え実験安全委員会において実験計画書の審査を行うとともに、遺伝子組換え実験講習会も開催している。

植物防疫法に抵触する事案(輸入種子の手続き)が所内の点検により明らかになったが、再発防止策を策定し、速やかに職員に対し注意喚起を行っている。

また、法人内で使用するエネルギーの削減を図るため、夏季及び冬期における節電対策を策定し、職員への周知を行うとともに、施設等整備運営委員会等において、消費電力量が大きい機器について、 省エネ機種への更新及び集約化等に努めている。労働災害の発生件数は2件であり、前年度に比べ減少したが、引き続き再発防止策の徹底を図っている。

新型コロナウイルス感染症への対応については、緊急事態宣言に伴い、業務に支障のない範囲で在宅勤務、特別休暇による外出自粛方針の遵守に努めている。海外出張の実施については、情報収集と協議を重ね、出張案件ごとに十分確認、検討した上で、出張の可否を判断している。また、各関連部署が積極的に新型コロナウイルス感染症に関する情報を収集し、迅速な情報共有及び効果的な感染防止対策の検討を行うことにより、所内外での感染防止対策の周知を徹底している。

以上のとおり、ガバナンスの強化に向けた取組が着実に実施されていることからB評定とする。

<今後の課題>

労働災害の発生防止に引き続き努める。手順書の再確認や過去の災害発生原因分析の活用など、再発防止に向けた対策を徹底する。

新型コロナウイルス感染症拡大への対応は引き続き大きな課題であり、職員の安全確保を図るとともに、国内拠点における研究環境の強化を図るなど研究成果が確保できるよう対策を講じる。

1. 当事務及び事業に関	する基本情報
IV—2	研究を支える人材の確保・育成
当該項目の重要度、難易 度	関連する政策評価・行政事業

2. 主要な経年データ

主な参考指標	基準値等	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
女性研究者の新規採用率	30%	25%	1 4 %	20%	1 7%	2 5 %	30%:「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画」に示す目標

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中長期目標

(1) 人材育成プログラムの実施

運営など様々な分野の人材を育成するため、JIRCAS の人材育成プログラムを改定し、それに基づ く取組を実施する。

その際、優れた研究管理者を養成する観点を重視する。また、計画的な養成が期待される、研究 | る。 業務の支援、技術移転活動等を行う人材を育成するためのキャリアパスを構築する。

また、行政部局等との多様な形での人的交流の促進、研究支援の高度化を図る研修等により、職 | 行う研修の活用等により、職員の資質向上を図る。 員の資質向上を図る。

(2) 人事に関する計画

- 第4期中長期目標期間中の人事に関する計画を定め、業務に支障を来すことなく、その実現を図 | 行う。

その際、職種にとらわれず適材適所の人員配置を行うとともに、任期制やクロスアポイントメン ト制度等の多様な雇用形態や公募方式の活用を図る。また、男女共同参画社会基本法(平成 11 年 法律第78号)等を踏まえ、優秀な女性・若手職員を積極的に採用するとともに、女性の幹部登 用、ワークライフバランス推進等の男女共同参画の取組を強化する。

(3) 人事評価制度の改善

職員の業績及び能力に対する公正かつ透明性の高い評価システムを運用する。その際、研究職員|運用するとともに、人事評価結果を適切に処遇等に反映する。 の評価は、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、研究開発成果が社会に及ぼす影 響、技術移転活動への貢献等を十分勘案したものとする。

人事評価結果については、組織の活性化と実績の向上を図る観点から、適切に処遇等に反映す る。

中長期計画

(1) 人材育成プログラムの実施

優れた研究者を確保・育成するとともに、研究の企画や評価、研究業務の支援や技術移転、組織|ア 研究管理者や研究業務の支援、技術移転活動等を行う人材を育成するため、人材育成プログラム を見直し、それに基づく取組を実施する。

イ 研究業務の支援、技術移転活動等を行う人材を計画的に育成するためのキャリアパスを構築す

ウ 行政部局等との人的交流、知識の習得や技能の向上を図るための各種研修の開催、外部機関等が

(2) 人事に関する計画

ア業務の着実な推進のため、必要に応じて職員を重点的に配置するなど、柔軟で適切な人事配置を

イ クロスアポイントメント制度、テニュア・トラックを付した任期付制度や再雇用制度、公募によ │ る採用等、多様な制度を活用し、JIRCAS の業務推進に必要な人材の確保に努める。

ウ 優秀な女性・若手職員を積極的に採用するとともに、女性の幹部登用、ワークライフバランス推 進等の男女共同参画の取組を強化する。

(3) 人事評価制度の改善

ア 関係規程や業績評価マニュアル等を整備し、公正かつ透明性の高い業績及び能力評価システムを

イ 研究職員については、研究業績、研究成果の社会実装、運営業務への貢献等、多角的な観点に基 づく業績評価を実施する。

(4)報酬・給与制度の改善

ア 役職員の報酬・給与については、国家公務員や民間企業の給与水準等を勘案した支給水準とす

(4)報酬・給与制度の改善

役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とする。

また、クロスアポイントメント制度や年俸制など研究業務の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入に取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準を公表する。

る。

イ クロスアポイントメント制度など多様な雇用体系に柔軟に対応できる報酬・給与制度の導入に取り組む。

ウ 透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準に係る検証結果や取組状況を公表する。

る。							
主な評価軸(評		法人の業務実績・自己評価					
価の視点)、指標	年度計画	業務実績	自己評価				
等							
			評定 B				
			<評定の根拠>				
			人材育成プログラムに基づく人材育				
			成、多様な人材を確保するための任期				
			付制度、再雇用制度等の活用、研究業績				
			評価制度ワーキンググループにおける				
			適切な人事評価システムの提案、各種				
			研修等を行った。このような取組を通				
			じ、「研究開発成果の最大化」に向けて				
			成果の創出が期待できるように研究を				
			支える人材の確保・育成を着実にすす				
			めていることから、評定をBとした。				
○人材育成プロ	(1)人材育成プログラムの実施	 (1)人材育成プログラムの実施	○研究部門の人材育成に加え、研究管				
グラムの内容は	ア 改訂した JIRCAS の人材育成プログラムに基	ア. 平成 28 年度に改訂した、「国際農林水産業研究センターにおける人材育成プログラム」	理部門や研究支援部門(知的財産管				
適切か。それに	づき、人材育成の取組を実施する。	に基づく人材育成の取り組みを実施した。	理、情報管理等)の人材育成について				
基づく取組は適		研究人材育成のための取組として、企画連携経費を確保し、新規採用された任期付研究	も必要な取組を定めた人材育成プロ				
切に実施されて		員7名に、用途を限定しないスタートアップ経費として研究費(1名あたり80万円)を配	グラムに基づく人材育成の取り組み				
いるか。研究管		分した。配分を受けた者から提出された実施報告書では、任期付研究員が成果を早期に最	を実施した。任期付研究員として採用				
理者や研究支援		大化する上で有効だった等の意見が得られ、本経費が効率的に使用され、人材育成、成果	された新採用者のスタートアップ経				
人材の計画的な		の最大化に大きく貢献したことが示された。	費として研究費を配分した。新規採用				
養成に向けたキ		また、平成 29 年度から新規採用者が国際農研採用後、所属プログラム・プロジェクト	者による研究計画発表会及び経過報				
ャリアパス構築		において期待される役割も理解した上で、各自の研究計画や成果の見通し及び途中経過に	告会を実施した。				
の取組は進展し		ついて発表することを目的とする「新規採用者(任期付研究員)による研究計画発表会及	こうした取組により、人材育成が				
ているか。		び経過報告会」を実施することとしており、令和2年度も新期採用者8名(令和2年1月	図られた結果、任期が満了する任期付				
<評価指標>		採用者を含む)の計画発表会、平成30年度採用者5名の経過報告会を開催した。	研究員を対象に実施したテニュア・ト				
・人材育成プログ		平成 28 年度から開催している「JIRCAS セミナー」を令和 2 年度も継続し、18 回開催し	ラック審査で、応募者全員について、				
ラムに基づい		た。今年度は、令和3年度からの次期中長期計画策定に向けた研究戦略の検討のための勉	研究成果が評価され、任期を定めない				
て、どのように		強会に加え、各研究分野の今後取組むべき課題及び研究成果の社会実装へ向けた取組み、	研究員として採用することができた。				
人材育成の取組		などについて、各領域・島嶼拠点の領域長・所長または研究員が報告した。また、新型コ					
が行われている		ロナウイルス感染症防止対策として、会議室に聴講者が密集することを避けるため、Web					
か。その結果と		会議システムを併用して開催した。この結果、例年よりも多数の職員がオンラインで参加					

して、どういっ た優れた人材が 育成されたか。

・優れた研究管理 者の養成や研究 支援、技術移転 スの整備、運用する。 が図られている か。

成のキャリアパト作成等を行い、職員の能力向上を積極的に支援

|ウ 行政部局等との人的交流、知識の習得や技能 | ウ. ① 研究職員 の向上を図るための各種研修の開催、外部機関等 る。

し、効率的な情報共有が行われた。

工程表による研究課題の進捗管理と研究職員個々の業務管理の連携、および研究職員の 研究進捗管理、人材育成等のために、令和30年度に試行的に導入した「研究職員の年間 研究・業務計画書」を継続し、期首・期末の所属長と研究職員の面談により、研究・業務 計画とエフォートを関連づけて指導したほか、業績評価への活用を試行した。

等を行う人材育 イ 進路希望ヒアリング、キャリアデザインシー イ. 領域長等からの推薦により 40 代の研究職員3名を選定し、平成28年度に改定したキ ャリアデザイン構築ガイドラインに基づいて、幹部職員から理事が選定したキャリアドバ イザーとキャリアパスに関する面接を行うと共に、キャリアデザインシートを作成し、 各々のキャリアパスについて検討した。また、平成29年度にキャリアデザインシートを 作成した4名について、キャリアデザインの見直しとキャリアパスの再検討を行った。本 取組は、次年度以降も継続する予定であり、テニュア・トラック審査が終了し、正職員採 用された職員を順次対象とすることにしている。一般職員については、一般職員等人事評 価実施規程に基づき実施される人事評価において、期末において面談を行い、その中で指 導・助言を行いキャリアパスについて考える機会を設けている。

研究職員の資質向上のため、国際農研による階層別研修として、新規採用職員研修を実 |が行う研修の活用等により、職員の資質向上を図 | 施し、新任管理者においては、農業・食品産業技術総合研究機構が実施した管理者研修に 参加させた。

> 業務上必要な知識・技術の習得を目的として、農林交流センターワークショップ「次世 代シーケンサーのデータ解析技術」に参加させ、遺伝子組換え実験従事者に対しては、遺 伝子組換え生物等の使用等に係る安全規則の規定に基づく教育訓練を実施したほか、緊急 時における国際農研の対応能力の向上を図ることを目的に遺伝子組換え実験緊急時対応 訓練を実施した。また、無人航空機等(UAV等)の安全教育訓練の講習会を開催し8名が 受講した。

その他外部の機関が実施する各種研修への参加を奨励した。

②一般職員及び技術専門職員

一般職員及び技術専門職員の人材の育成や階層・資質に応じた多様な能力開発のため、 研修計画に基づき、国際農研による研修のほか、外部機関又は他の独立行政法人が実施す る研修等を活用し、職員の研修を実施した。

一般職員については、階層別研修として新規採用職員研修を実施した。また、農研機構 が実施したチーム長等研修に職員を参加させた。その他外部の機関が実施する各種研修へ の参加を奨励し、職員を参加させた。

③その他

全ての職員を対象として、国際農研職員としてのコンプライアンス、ガバナンスに関す る認識の啓発に努め、適正な会計処理及び責任ある研究活動の意識向上を図るため、コン プライアンス一斉研修を実施した。

令和2年12月4日から10日を国際農研ハラスメント防止週間と設定して防止対策を推

○職種にとらわ | (2) 人事に関する計画

多様な雇用形態 を行う。 や公募方式の活 用が行われてい るか。女性の幹 部登用等の男女 共同参画の取組 等が積極的に推 進されている カシ。

<評価指標>

- ・多様な人材を確 か。
- ・優秀な女性・若 手職員の採用の 取組や男女共同 参画の取組の強

進し、ハラスメント防止研修を実施した。

情報セキュリティ対策として、セキュリティセミナーを 12 回開催し、350 名が受講し た。この他、交通安全の啓発活動として、交通安全教育を実施した。

また、人事評価の実施にあたり、評価者に対して、制度の意義と重要性を理解し、適正 な目標管理・評価を行うためのスキルの向上を図るための人事評価者研修を実施した。

国際農研の女性研究者がその能力を最大限発揮できるよう、研究と出産・子育てとの両 立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成のため、ワークライフバランス研 修、管理職向けのイクボス研修、女性研究者である非常勤監事(九州大学名誉教授)と女 性研究職員のキャリアアップ意見交換会(令和2年12月15日)などの所内研修も開催し

職員の英語能力向上のため、ネイティブスピーカーである特定任期付職員を講師とする 英語研修を実施した。令和2年度は、習熟度別に3つのクラスを設定し、各クラス週1回 の講習を行った。

令和元年度に人材育成等に必要な年間の研究・業務の目標・計画を作成・管理するシス テムとして本格導入した研究職員の年間研究・業務計画書を令和3年度から達成度の評価 として利用するため令和2年度は、その改善点・問題点等を明らかにする試行を行うこと から、評価者の役割や心構えについて理解・認識させるとともに、評価基準等の統一的な 理解と運用するため評価者研修を実施した。

の人員配置や、「を重点的に配置するなど、柔軟で適切な人事配置

用形態の拡充に ラックを付した任期付制度や再雇用制度、公募に 取組んでいる よる採用等、多様な制度を活用し、JIRCAS の業務

推進に必要な人材の確保に努める。

(2)人事に関する計画

れない適材適所 ア 業務の着実な推進のため、必要に応じて職員 ア. 研究分野の重点化や研究課題の着実な推進のため、必要に応じて職員を重点的に配置し

なお、令和2年度は、8名の任期付研究員を採用し、農村開発領域に1名、生物資源・ 雇用形態の拡充に取組んだ。 利用領域に2名、生産環境・畜産領域に4名、熱帯・島嶼研究拠点に1名配置した。

女性研究員の採用促進に向けた取組としては、任期付研究員の募集要領に「当センター」境実現イニシアティブ(牽引型)」に参 は、『男女共同参画社会基本法』の趣旨に則り、男女共同参画を推進しており、女性研究 | 画する等、男女共同参画の取組を積極 者の積極的な応募を歓迎します」と明記し、女性研究者の応募を促すとともに、国際農研しのに推進した。 ウェブサイトに、「研究者を志望する女性の皆様へ」のコーナーを開設し、女性職員から 女子学生に向けたメッセージを令和元年度に引き続き発信し、女性研究員採用促進を図っしを新規採用した。

令和2年度は、8名の任期付研究員(うち女性2名)を採用し、女性研究者の新規採用率 | ンセンティブ経費 | の中に『ダイバーシ は25%であった。

保するための雇 イ クロスアポイントメント制度、テニュア・トーイ. 任期付研究員の公募にあたっては、国際農研のウェブサイトに掲載するほか、JST が運一止、職員等の子育てや介護と仕事の両 営する研究者人材データベース「iREC-IN」に掲載するなど周知に努め、令和2年度は任│立、ワークライフ・バランスの推進のた 期付研究員8名を採用した。

> また、任期が満了した任期付研究員3名をテニュア・トラック制度審査により任期の定 めのない研究員として採用した。

> 更に、令和3年3月と9月に任期が満了する任期付研究員に対してテニュア・トラック 制度審査を実施し、任期を定めない研究員として7名(4月5名、10月2名)を採用する こととしている。

○任期の定めのない研究職員、任期付 研究員、テニュア・トラック制度審査、 再雇用等多様な人材を確保するための

文部科学省「ダイバーシティ研究環

こうした取組の結果、女性研究者2名

所内の競争的資金である「理事長イ ティ研究環境支援経費枠』を新設した。

新型コロナウイルス感染症拡大防 め、在宅勤務制度を導入した。

化が図られてい るか。

> ともに、女性の幹部登用、ワークライフバランス 推進等の男女共同参画の取組を強化する。

評価システムが ているか。

力を適確に評価 できる人事評価 システムの整 備、運用が図ら

れているか。

<評価指標>

○研究開発成果 | (3)人事評価制度の改善

の社会実装へのア 関係規程や業績評価マニュアル等を整備し、 研究職員評価な |ムを運用するとともに、人事評価結果を適切に処 | どの適切な人事」遇等に反映する。

社会実装、運営業務への貢献等、多角的な観点に |基づく業績評価を実施する。また、制度の改善方| ・職員の業績や能向を引き続き検討する。

定年退職者の再雇用制度で3名を採用し、リスク管理室において安全管理業務にあたら せるなど、これまでの職務経験を活用できるよう適切に配置した。

ウ 優秀な女性・若手職員を積極的に採用すると | ウ. 女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整 備するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年9月4日法律 第64号)が制定されたことを受け、女性活躍推進法に基づき作成した一般事業主行動計 画及び科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引 型)」(平成28~令和3年度)に東京農工大学、東京外国語大学、首都圏産業活性化協会と 共同で参画し、管理者の意識改革を目的としたイクボス研修を実施した。昨年度まで、仕 事と生活の調和が取れた働きやすい職場環境の実現を図るためワークライフバランス研 修を開催していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況から、ワークライフバランス に関する所内情報提供をメールにより行った。本事業による助成は平成30年度で終了し たが、女性の人材活用の重要性を鑑み、女性活躍推進を目的として、所内の競争的資金で ある「理事長インセンティブ経費」の中に『ダイバーシティ研究環境支援経費枠』を新設 し、必要な資金の提供を行う制度を整えた。また、任期付研究員が産前産後の特別休暇及 び育児休業を取得した場合並びに介護休業を取得した場合、当該育児休業等の期間を限度 に特例として任期を付すことを可能とし、そのことを公募要領に明記するなど、研究と出 産・子育てとの両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進し ている。本制度を利用して、令和2年度は1名の任期付研究員が任期を延長した。新型コ ロナウイルス感染症拡大防止に加え、職員等の子育てや介護と仕事の両立やワークライ フ・バランスの推進を図るため、時間や勤務場所を有効に活用できる柔軟な働き方ができ、 多様な人材の能力発揮が可能となるよう職員等の在宅勤務に関する制度を令和2年12月 に制定し、職員等が活用している。

(3)人事評価制度の改善

|ア. 一般職員及び技術専門職員の人事評価については、一般職員等人事評価実施規程及び関│を処遇に反映させた。 貢献を重視した |公正かつ透明性の高い業績及び能力評価システ | 係規程に基づき、令和2年度においても引き続き実施した。また、評価結果は、令和2年 度の勤勉手当・昇給等に反映させた。

構築・運用され│イ 研究職員については、研究業績、研究成果の│イ.研究職員の業績評価については、業績評価マニュアルに基づき、研究成果の実績、所運│の改善点・問題点等を明らかにするた 営上の貢献、専門分野を生かした社会貢献等について評価を実施した。令和元年度業績の↓め試行を行った。 評価結果は、令和2年度の勤勉手当等に反映させた。また、研究管理職員の業績評価結果 についても勤勉手当に反映させた。

> 研究職員に対する研究業績評価の仕組みについて、所内の幅広い意見を聴取し、現行制 度の問題点と今後の制度の改善方向について検討する研究業績評価制度ワーキンググル ープを平成30年度に設置し、平成30年度に6回、令和元年度に2回開催し、改善点・改 善策を示し、研究職員業績評価委員会において関連規程の見直し、評価マニュアルの改訂 に反映させ、令和2年度においては、新しい「業績評価マニュアル」により業績評価を実 施した。また、「年間研究・業務計画書」を利用した達成度の評価について、その改善点・ 問題点等を明らかにするため試行を行った。

○職員の人事評価を実施し、評価結果

研究職員の業績評価について、新し い「業績評価マニュアル」により業績評 価を実施した。「年間研究・業務計画書」 を利用した達成度の評価について、そ

を勘案した支給しする。 水準となってい るか。クロスア な報酬・給与体 に取り組む。 系の導入に向け た取組は適切に 行われている カシ。

くモニタリング

指標>

- 各種研修の実施 状況
- ・女性研究者の新 規採用率
- •雇用形態別の新 規採用者数

○職務の特性や (4)報酬・給与制度の改善

間企業の給与等 や民間企業の給与水準等を勘案した支給水準と

制度などの柔軟 | 用体系に柔軟に対応できる報酬・給与制度の導入

公表されている」め、給与水準に係る検証結果や取組状況を公表す る。

(4)報酬・給与制度の改善

- 国家公務員・民 | ア 役職員の報酬・給与については、国家公務員 | ア. 国際農研は平成13年4月に農林水産省試験研究機関から特定独立行政法人に移行した | 必要な規定を整備している。 独立行政法人(平成 18 年 4 月非特定独立行政法人化)であり、職員給与規程は、国家公 務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠するととも に、退職手当についても、国家公務員の退職手当に準拠している。
- ポイントメント | イークロスアポイントメント制度など多様な雇 | イ. 国際農研と外部機関との間で優秀な研究者等がそれぞれの機関における役割に応じて 業務に従事させることや、人材の流動性を高めることなどを目的にクロスアポイントメン ト制度の実施に必要な規程を整備している。また、令和2年4月1日からいわゆる同一労 働同一賃金に関する法令が施行されることへの対応を検討し、非常勤職員の賃金単価を改 定し、期末勤勉手当相当額を含めて支給した。
- か。給与水準は「ウ 透明性の向上や説明責任の一層の確保のた」ウ.総務省において策定された「独立行政法人役員の報酬等及び職員の給与水準の公表方法 等について (ガイドライン)」により、給与水準については、検証結果や取組状況を国際 農研ウェブサイト上で公表している。

<モニタリング指標>

各種研修の実施状況

新規採用職員研修、キャリアアップ研修、無人航空機等(UAV等)の安全教育訓練の講習 | それぞれに対応して研修の受講機会を 会、遺伝子組換え実験安全講習会(実験従事者)、遺伝子組換え実験緊急時対応訓練、研究│設け、資質向上を図った。 職員評価者研修、遺伝子組換え実験に関する講習会(実験従事者以外)、コンプライアンス 一斉研修、人事評価者研修、管理職向けのイクボス研修、女性研究者である非常勤監事(九 州大学名誉教授)と女性研究職員のキャリアアップ意見交換会、情報セキュリティセミナ 一、交通安全教育、ネイティブスピーカーである特定任期付職員を講師とする英語研修等 を実施したほか、農林水産技術会議事務局等の外部機関が実施した研修等を活用し、職員 | 女性研究者の新規採用率(25%) は「女 の研修を実施した。

- 女性研究者の新規採用率 主要な経年データを参照。
- 雇用形態別の新規採用者数 上記(2)ア、イを参照。

○クロスアポイトメント制度の実施に

研究職員、一般職員、技術専門職員の

<課題と対応>

女性研究者 2 名を新規採用したが、 性の職業生活における活躍の推進に関 する法律に基づく行動計画」に示す目 標(30%)をわずかに下回った。採用率 向上へ向けて、多様な人材を確保する ための取り組みを一層強化する必要が ある。

主務大臣による評価

評定 B

<評定に至った理由>

- 人材育成プログラムの実施については、各職種における研修やセミナーの開催等、必要な取組が行われている。特に、新規任期付研究員に対し用途を限定しないスタートアップ経費を配分することに より研究成果の早期樹立を促進する方策をとっており、昨年度に引き続き、テニュア・トラック審査において応募者全員が研究成果を評価され、任期の定めのない研究員としての採用に至ったことは評 価できる。

人事に関する計画については、男女共同参画の積極的な取組を進め、女性研究者の採用促進を図っており、女性研究者の新規採用率が25%に達する等、着実な成果が見られる。

その他、職員の業績による人事評価の実施や報酬・給与制度の改善に加え、研究課題の進捗管理と研究職員個々の業務管理を連携させるための新たなシステム(年間研究・業務計画書)を試行的に導 入するなど、人材育成・管理に向けた取組を着実に進めている。

以上のとおり、人材育成プログラムに基づく各種取組を実施するとともに、男女共同参画の推進を積極的に進めていること等から、B評定とする。

<今後の課題>

引き続き、多様な雇用形態による人材確保や、プログラムに基づく人材育成の取組、女性研究員の採用・登用の拡充を求める。

くその他の事項>

(審議会の意見)

- ・第5期中長期目標期間においては、国内人材のアウトソーシング、また国際機関とのクロスアポイントメントのさらなる強化に期待する。
- ・マトリクス型組織については、有効性の継続評価が必要である。研究者のエンゲージメント観点での評価も取り入れることを期待する。

国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター 年度評価 項目別評定調書(その他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事	業に関する基本情報								
IV—3	主務省令で定める業務運行	営に関する	事項						
当該項目の重要度、 度	、難易	易			関連する政策評価・行政事業 レビュー 行政事業レビューシート事業			ーシート事業番号	:
2. 主要な経年デ [、]	一月			,					
2. 工女体性于		基準値等	28 年度	29 4	 年度	30 年度	元年度	2 年度	(参考情報)
	 該当なし								当該年度までの累積値等、必要な情報
	以当なし								
3. 各事業年度の	- 業務に係る目標、計画、業務実績、年	度評価に係る	自己評価						
中長期目標 積立金の処分に関する事項については、中長期計画に定める。 また、施設及び設備に関する計画については第4の2(2)、職員の人事に関する計画について は第6の2(2)に即して定める。 中長期計画 前中長期目標期間繰越積立金は、第3期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。 また、施設及び設備に関する計画については、第2の2(2)、職員の人事に関する計画						に充当する。			
 主な評価軸(評					は、労の	3の2(2)のと:	の業務実績・自		
価の視点)、指標 等	年度計画			業務実績				自己評価	
【評価の視点】 ・積立金の処分に関する事項に定れてのででである。 ・主に対して、変にはないででででででである。 ・前のには、できないできないできないできないできないできないできないできないでは、できないできないでは、できないでは、できないでは、できないできないでは、できないできないでは、できないできないでは、できないでは、できないでは、できないできないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないできないできないできないできないできないできないできないできないできない	前中長期目標期間繰越積立金は、第 標期間中に自己収入財源で取得し、第 目標期間へ繰り越した有形固定資産 に要する費用に充当する。 また、施設及び設備に関する計画に は、中長期計画第2の2(2)、職員 する計画については、同第8の2(り行う。	第4期中長期 この減価償却 こついて 員の人事に関	中長期目標期間へ繰	ぬり越した 関する計画	有形固定な	資産の減価償却に は、中長期計画第	要する費用等に対	で取得し、第4期 密当した。 員の人事に関する	評定 B 〈評定の根拠〉 以下のとおり評価指標による前中長期目標期間繰越積立金の処分を適切に行ったことから、評定をBとした。 ・前中長期目標期間繰越積立金は、第3期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第4期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当した。 〈課題と対応〉

主務大臣による評価

評定 B

特になし

<評定に至った理由>

前中長期計画目標期間繰越積立金については、独立行政法人会計基準や中長期計画等に基づいて適切な処理が行われていることから、B評定とする。